

令和2年度第1回  
札幌市景観審議会

会 議 録

日 時：2020年7月16日（木）午後2時30分開会  
場 所：さっぽろテレビ塔 2階 しらかば・あかしあ・はまなす

## 目次

1. 開 会 .....	1 -
2. 挨拶 .....	1 -
3. 委員及び事務局の紹介 .....	2 -
4. 報 告 .....	3 -
報告事項（1） .....	4 -
報告事項（2） .....	8 -
報告事項（3） .....	14 -
報告事項（4）（5） .....	18 -
5. 議 事 .....	24 -
6. 閉 会 .....	41 -

## 1. 開 会

○事務局（地域計画課長） 本日は、大変お忙しいところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま、委員14名中13名がおそろいでございます。札幌市景観条例施行規則第25条第3項の規定により、審議会成立の定足数を満たしておりますので、ただいまから令和2年度第1回札幌市景観審議会を開催させていただきます。

私は、事務局を担当しております札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課長の上田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

最初に、皆様にお知らせしておくことがございます。

本日は、新型コロナウイルス感染症対策としまして、審議中に、一度窓を開け、換気を行います。また、できるだけ各座席を離すようにしておりますので、このような配置にさせていただきます。

また、委員の皆様におかれましては、質疑の際には、議事録作成のためマイクをご使用いただきますが、マイクの接続本数に限界がありまして、一部共有することとなります。ご利用のたびに消毒いたしますので、どうかご理解賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

では、開会に当たりまして、札幌市まちづくり政策局都市計画担当局長の米田よりご挨拶申し上げます。

## 2. 挨拶

○都市計画担当局長 ただいまご紹介いただきました札幌市まちづくり政策局都市計画担当局長の米田でございます。

この体制となりまして第1回目の札幌市景観審議会の開催ということで、一言、ご挨拶を申し上げます。

まず、委員の皆様方におかれましては、このたび委員就任をお引き受けいただきまして、心よりお礼を申し上げます。

また、昨今、新型コロナウイルス感染症の懸念がある中、加えて、何かとお忙しい中をご出席いただきまして、重ねましてお礼を申し上げます。

さて、私どもが推進しております景観行政について簡単にお話しさせていただきますが、まず、現在、平成28年度に改正いたしました札幌市景観条例と、以前の計画をリニューアルして策定した新たな札幌市景観条例を運用し、3年ほど計画しておりますが、これらに基づき景観に係る各種施策の展開を図っております。例えば、景観資源の保存や活用に当たりまして、特に当審議会において委員の皆様方から貴重なご意見をいただき、作成、整理いたしました運用指針に沿って、活用促進景観資源に係る施策について本格的に推し進めているところでございます。

また、本日の審議会において、後ほど報告いたしますけれども、景観プレ・アドバイス

による景観誘導や景観まちづくり団体の認定などをはじめ、景観まちづくりに係る各施策の推進につきまして、当初描いておりました想定どおり、ほぼ順調に進めることができたものでございます。

最後に、本年度におきましても、私どもといたしまして、各種景観施策につきましてしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますけれども、そのためには、やはり皆様方のお力添えが必要でございますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

大変拙くて恐縮ではありますが、私からの挨拶とさせていただきます。

○事務局（地域計画課長） それでは、ここでお手元の資料を確認させていただきます。

本日、各委員のお席には、配付資料1の会議次第、配付資料2の座席表、配付資料3の札幌市景観審議会委員名簿、配付資料4の景観アドバイス部会委員名簿、配付資料5の景観資源部会委員名簿、説明資料1の景観法に基づく令和元年度の届出状況について、説明資料2の活用促進景観資源の登録について、説明資料3の地域景観まちづくり団体の認定について、説明資料4の景観まちづくりの取組状況について、説明資料5の札幌駅前通北街区地区景観まちづくり指針について、説明資料6の札幌駅前通北街区地区景観まちづくり指針（案）について、以上でございますが、不足のものなどございませんでしょうか。

### 3. 委員及び事務局の紹介

○事務局（地域計画課長） それでは、会議次第3の委員及び事務局の紹介に移ります。

最初に、委員の皆様をご紹介させていただきます。

このたびの札幌市景観審議会委員の就任に当たり、委嘱状につきましては、本来であればお1人ずつお渡しすべきところではございますが、事前に郵送しておりますことをご容赦いただきますようお願いいたします。

また、会長、副会長の選出と専門部会の設置につきましては、本来は本審議会で行うところですが、先日、メール会議にて決定させていただきました。会長、副会長と専門部会の委員につきましても併せてご紹介させていただきます。

では、委員の方々をご紹介いたしますので、恐縮ですが、ご起立、一礼いただければと思います。

会長の小澤丈夫委員です。

副会長の石塚雅明委員です。

岡本浩一委員です。

森朋子委員です。

窪田映子委員です。

早川陽子委員です。

東原幸生委員です。

松田泰明委員です。

山本明恵委員です。

吉田聡子委員です。

渡部純子委員です。

欠政信委員です。

皆川智司委員です。

片山めぐみ委員です。

また、専門部会の委員につきましては、景観アドバイス部会は、配付資料4の名簿のとおり、岡本委員、小澤委員、窪田委員、松田委員、森委員、渡部委員です。景観資源部会は、配付資料5の名簿のとおり、石塚委員、片山委員、欠委員、早川委員、皆川委員にご就任いただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、当審議会の事務局を担当いたします札幌市まちづくり政策局都市計画部の関係職員から自己紹介をさせていただきます。

○事務局（都市計画部長） 都市計画部長の田坂です。どうぞよろしくお願ひします。

○事務局（景観係長） 景観係長の永井です。どうぞよろしくお願ひいたします

○事務局（景観まちづくり担当係長） 景観まちづくり担当係長の林です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（地域計画係長） 地域計画係長の下國と申します。よろしくお願ひします。

○事務局（地域計画課長） 以下、担当職員が出席しておりますので、よろしくお願ひいたします。

ここで、大変申し訳ございませんが、米田は次の公務の都合から退席をさせていただきます。

[都市計画担当部長退席]

#### 4. 報 告

○事務局（地域計画課長） 次に、会議次第4の報告事項に移りますが、この後の場内の写真撮影はご遠慮いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

また、これ以降の進行につきましては、一言、ご挨拶を頂戴いたしましてから、小澤会長にお願ひいたしたいと思ひます。

それでは、小澤会長、よろしくお願ひいたします。

○小澤会長 改めまして、このたび、今年度より会長に就任いたしました北海道大学の小澤でございます。

皆様、既にご存じかと思ひますが、札幌市の景観計画は2017年4月より適用され、今年度で4年目に入ります。前会長の西山会長並びに審議委員会の皆様のご議論の上、札幌市職員、市民の方の並々ならぬ努力のもと、様々な積み重ねがこれまでされてまいりました。

今年度より、会長という立場で関わらせていただきます。微力ではございますが、皆様のご意見をいただきながら、よりよい景観をつくるよう精一杯やっていきたいと思ひます

ので、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、石塚副会長からお願ひいたします。

○石塚副会長 皆さん、こんにちは。石塚と申します。

コロナウイルス問題ということで非常に息苦しい社会になっておりますけれども、こういふときこそ、市民の皆さんが本当に身近な風景や景観の価値をもう一度再発見をしたり、そこに愛着を見出したり、何かもっとよくできないかという気持ちを持ってもらえる機会としてポジティブに捉えるということも大切かと思っております。

この委員会としても、建築物の規制ということだけではなくて、市民の皆さんのお気持ちに寄り添うような形で札幌の景観の質を上げていくことに少しでもお手伝いできればなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

#### 報告事項（１）

○小澤会長 それでは、皆様のお手元にある次第に沿って進めたいと思っておりますけれども、本日は、報告事項が５件、議事事項が１件ございます。５番の議事事項に重点的に時間を割きたいと思っておりますが、その前に、まず、報告事項５件を報告していただきたいと思っております。

それでは、会議次第４の報告事項（１）の景観法等に基づく令和元年度の届出状況について、事務局から説明をお願ひいたします。

○事務局（景観係長） 景観係長の永井です。私からご報告したいと思います。

資料は、お手元に説明資料１をお配りしておりますので、画面でもご紹介しますが、数字の見にくいところは紙書類でご確認いただければと思います。

まず、１枚目です。

昨年度の届出状況の報告ということで数字を並べさせていただいておりますが、数字の話をする前に、今、左手が昨年度の届出、右手が平成３０年度の参考で並べておりますけれども、区域を３種類書いてございます。上から、景観計画区域、真ん中の景観計画重点区域、三つ目の景観まちづくり推進区域とございますが、これらの区域の関係性を簡単に画面でご説明させていただきます。

下から景観計画区域、ここに景観計画重点区域、ここに景観まちづくり推進区域と書いてございます。

まず、下の二つについては、景観法に基づく景観計画区域となっております。札幌市の景観計画では、市域全域を景観計画区域と定めておりますので、全域の中で一定規模以上の届出をしていただくことを景観法上は求めております。

併せて、真ん中の区域も景観法に基づく景観計画区域の一種となりますが、下の全市的な観点とは別に、具体的には、市内の都心部４地区に、特に重要と定める事項として四つの区域を景観重点区域と定めております。そちらの区域での届出制度がございます。

最後の一番上の段になりますが、平成２８年度に景観計画並びに景観条例を改正し、新たな区域内での届出制度として連動している区域でございます。

本日も、この後、報告等でご紹介いたしますが、地域ごとにつくる景観まちづくり指針に基づいて定める区域を景観まちづくり推進区域ということで、現在、市内に4区域ございます。こちらについての届出ということで、こちらは札幌市の景観条例に基づく区域制度となっております。

この3種類の区域での届出の件数を、以下、ご紹介してまいりたいと思います。

表に戻りますけれども、昨年度、全体としては137件（後に136件であることが判明し、報道機関へ修正を行う）、ちなみに、その前年度は131件となり、微増というところですが、区域の中でも若干の増減がございまして、全市的な景観計画区域としては、102件に対して94件と若干減っている状況にございますけれども、重点区域と景観まちづくり推進区域が10に対して19、3に対して12ということで、伸びた結果として全体としては微増の状態となっております。

次のページに行きたいと思います。

それぞれの区域のうち、用途別の詳細を紹介させていただいております。特徴的なところだけを述べさせていただきますが、共同住宅は、市内全域において、例年、割合が一番高く届出されているものですが、相変わらず共同住宅が多い状況になってございます。

それから、学校の色彩の変更ということで、外壁改修は、平成28年度の条例改正に応じて、これまでの届出の対象に加えて、壁面の長さ50メートル規模のもの、大面積で壁面がつくられてくるようなものを届出制度として追加してございまして、その結果として数が増えてきております。

それから、ホテルも、ここ二、三年で数的には非常に多くなってきておりまして、前々年度も2桁程度あった状況ですが、昨年度も7件となっております。

下の段の枠内ですが、建築物とは別に工作物というジャンルで見えていきますと、景観計画区域の中では、色彩変更について、市内の橋梁系ですが、橋の塗り替えがかなり継続的に行われていますので、件数としては出てきております。

また、重点区域内では、携帯電話の鉄塔です。大通公園周辺や駅前どおりに出てきている携帯電話の鉄塔が届出で多く発生してきております。全体としてはそのような傾向の中で届出がなされているということでございます。

次のページに参りまして、届出の中でも毎年幾つかご紹介させていただいています。昨年度で行けば、1件ご紹介させていただきたいのですが、大同生命札幌ビル再開発プロジェクトということで、ご承知の方もいらっしゃると思います。駅前の北3条広場角地ということで、本当は4月にオープン予定だったのが、今回、コロナの関係でオープンが延びまして、先月6月にオープンしたての通称ミレドと言われるビルですけれども、平成29年度に第1回目の景観プレ・アドバイスに係って協議した物件でございました。

一部、右側に主な協議事項として行った部分がどうなったかということを中心に記載させていただきました。一つ目として、空中庭園の天井は華やかな色調等にならないよう、ベ

ージュがかった白を採用し、外装と調和させた計画となりました。それから、空中庭園の樹種についてですが、部会の意見では、北海道の植生に合わせた植栽を選定するよう心がけてくださいということをお話しておりましたが、内部と外部に分けて植栽計画がされていて、窓側の内部については、1年中植栽を楽しんでもらおうということで、南国系の植栽を含めての植栽計画となっているのですが、写真でも見にくいかもしれないですけれども、外部のガラス面の外側に沿って植栽されております。外部ですので、北海道の植生に合わせた主に針葉樹系を主体とした植栽を施すことによって北海道を感じてもらおうという計画となりました。

三つ目は、テナントサインについて、しっかりルールづくりをしながら、華美なサインが出てこないように検討してくださいということでした。写真では見にくくて恐縮ですが、ガラス面に直接何かを貼り付けるというようなことは建物側のルールとして禁止事項として整理し、かつ、窓辺に出てくる広告物も、窓の内側の決められた部分での広告物の掲出というルールをつくりながら建物計画をされたということでした。

簡単ですが、届出関係の報告に代えさせていただきたいと思います。

○小澤会長 ご説明をありがとうございます。

ただいま、景観法等に基づく令和元年度の届出状況についてご説明いただきました。

お手元の資料の3ページ分になりますけれども、景観法に基づく景観計画区域並びに重点区域、条例に基づく景観まちづくり推進区域について、平成30年度と令和元年度を比較しながら届出件数をご説明いただいた後に、令和元年度の建築物の用途別に説明いただきました。

最後に、景観プレ・アドバイス対象物件が竣工したということで、これにつきまして報告がありました。

新任の公募による市民委員もいらっしゃいますので、なるべく丁寧に説明していただきたいと事務局をお願いしておりました。

何かご質問、ご意見等ございましたら、こういうことが分からないということでも結構ですので、ぜひご自由にご発言いただけたらと思います。

ただいまの報告事項につきまして、何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○松田委員 丁寧な説明をどうもありがとうございました。

一つ確認です。

工作物に関しては橋梁の塗り替え等が一番多かったということで、前回もコメントさせていただいたのですが、色彩変更等という区分けになっていますけれども、下の米印のところ、色彩変更等の内容には大規模な修繕等が含まれるということですが、同じ色に塗り替える場合は届出が要るのか、通知だけなのか、そこを教えてくださいたいのですが。

○事務局（景観係長） 同じ色に塗り替える場合についても届出をさせていただいています。

説明が不足しましたが、表中の括弧書きの数字が、通知といいまして、いわゆる行政機関が届出することを通知と言わせていただいております。ですから、橋梁系はほぼ行政機



関が出てくるので、通知件数として計上されておりますが、色彩の変更については、同じ色で塗り替えるにしても協議はしている状況にあります。

○松田委員 ありがとうございます。

ここは議論しないということですので、要望ですけれども、現状、周囲の景観とは明らかに調和していない色で塗られ、且つ目立つところに設置されている橋梁も幾つか存在しています。多くは国か札幌市さんの橋だと思いますが、それぞれ事業者さんが色を計画されていて、定期的に塗り替えがやってきますし、そういう事例はそんなに多くないです。届出というよりも何か普段から協議されて、次回の塗り替えのときに適正な色になるような指導というか、協議をされたらいかがかという提案です。

○事務局（景観係長） 松田委員から、昨年度も橋梁の色に関してご発言をいただいております。我々も、同じような色を塗る場合にも、少なくとも、これまでより、その色彩が同じ色だとしても、派手に見えてくる場合については、特に彩度をこれまでよりも落として、同系の色で塗り替えるような協議などをしております。

○小澤会長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

○岡本委員 プレ・アドバイスでこんな事例がありましたということで大同生命を紹介いただいて、アドバイスの部会に参加している者として、こういうふうにできてくるのだなということを実感しております。

質問というか、感想に近いのですが、この間、ミレドを実際に見に行ってきました。中段にある空中庭園の樹種はというところで、先ほど解説にありましたとおり、窓側に北海道の関係するような樹種で、内側には南国系の大きな葉っぱがわさわさ生えているようなものがあって、アドバイス部会としてのお願いの限度というか、難しいところを感じましたし、学生に行って見てきてということで話を聞くと、手前に南国系の樹種があって、その奥に北3条広場の木々が立ち並んでいると、南国系の植物が生えている奥に全く違う北国の木が生えているのがすごく違和感ありありでしたとかいう話をされて、なかなか難しいなと思った次第です。

窓際の地元樹種については、鉢で入っていて、いつでもよけられるような樹になっていたの、そこもいつかなくなるのだなと思って見ていました。違和感があったほうが楽しいということもあるかもしれないですが、また今後のアドバイスのときにどういう発言をしていかなければいけないのかというのを考える材料になったという感想を持ちましたので、一応お伝えしておきます。

○事務局（景観係長） 我々も協議している中で限界を感じているところもございます。事業者としては、内部と外部で減り張りをつけて、事業者の意図としては、内部は移動式のポットを使いながら、四季を通じて、冬でも緑を感じてもらえるようにするには、南国系の植物に対応するという意図は最後まで貫きますという中で、こういう結果になっているということです。その辺は、アドバイス部会でいただいた意見を基に、我々も最大限、

協議の仕方なりは引き続き考えていきたいと思っております。

○小澤会長 ありがとうございます。

このビルは、たしかアドバイス部会の1件目でしたね。私もアドバイス部会に関わらせていただいていたのですけれども、試行錯誤で、どこまで事業者、設計者と協力しながらやっていけるか、我々委員も手探りでやってまいりました。それがやっとできたということですので、ぜひ皆さんもご覧いただき、もっとこういうことができなかつたのかという意見を出していただければ、部会にもフィードバックされていき、その結果を審議会で皆さんと確認できると思います。そういう形で今後、前に進めていけると思います。今回やっと第1号ができたという段階ですので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

この件について、特にご意見、ご質問がないようでしたら次に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

## 報告事項(2)

○小澤会長 それでは、続きまして、報告事項(2)になります。

同じく、景観プレ・アドバイスについての実施報告についてでございます。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(景観係長) 引き続き、景観係長の永井がご説明させていただきます。

こちらについては、説明資料をお手元には用意してございません。見にくい部分もあるかもしれませんが、画面でご報告させていただきたいと思っております。

まず最初に、景観プレ・アドバイスとはということをお簡単にさらさせていただきます。

景観アドバイス部会とは、景観形成上重要な建築物等について、計画の早い段階で専門家が入ってアドバイスを行う制度となっております。

今お話ししておりますように、景観審議会の中に景観アドバイス部会を設置して、直接意見交換をして反映していただくということをしております。

内容といたしましては、構想段階の景観プレ・アドバイスと設計段階の景観プレ・アドバイスという二つが存在しております。

まず、構想段階の景観プレ・アドバイスですが、アドバイスの対象といたしまして、建築の際に都市計画の決定、または変更が伴うような大きな事業の建築の計画について、都市計画の審議会に付議する前にアドバイスを受けていただくという構成になっております。こちらは、事業内容がまだ対外的に話せない段階で協議をすることになるので、原則非公開という形で部会は開催しているところでございます。

一方、設計段階の景観プレ・アドバイスは、アドバイスの対象として2パターンございまして、一つには構想段階を実施したもので、上の段にありましたアドバイスを受けた者に対して、次の段階として設計段階、具体的には、行為に着手する180日前にもう一度設計が詳細化された段階でアドバイスを受けてくださいということで、こちらは公開によ

り実施しております。

設計段階はもう一つありまして、上の構想段階を実施したもの以外に、さらに、詳細は省きますが、届出対象規模の中でも、さらに規模的には大きいものを対象として抽出されて設計段階をかけることとなります。そういう２種類がかかる部会となります。

これは部会の一場面ですけれども、こちらが事業者側、部会の委員、事務局が入る中で、直接やりとりをして意見交換しております。

その中で、今回ご報告差し上げるのは、昨年度に５回開催されました。構想段階のものは非公開の中でやっているものですから、公開で行った二つについてご紹介いたします。

第２回の平成元年１０月８日に行われた新さっぽろ駅周辺地区Ⅰ街区再開発計画と、第４回、令和２年１月２３日行われました北８西１地区第一種市街地再開発事業の二つを簡単にご紹介差し上げます。

一つ目ですが、新さっぽろ駅周辺地区Ⅰ街区開発計画ということで、場所的には厚別中央１条６丁目です。ＪＲの新札幌駅でございます。周辺でいくと、青少年科学館とか厚別の広場があるというエリアです。

こちらがⅠ街区、こちらがⅡ街区という配置になっておりますが、どちらももともとは市営住宅が建っていたところなんです。市営住宅の再編等に伴って出た札幌市の余剰地を、今回申出者の開発者が、プロポーザルという選定を札幌市と交す経緯の中で売却先として決定して、民間事業の開発として行われているものということで、Ⅱ街区側が学校施設系、こちらが少し商業とかメディカル系の複合施設が計画されているうち、Ⅰ街区について、設計段階の中で協議したものを紹介させていただきます。

こちらは、今出ている配置図から９０度横にしたもので、北向きはこっちになりますが、ここに新たな新設道路を入れながら、この道路に対して上側にメディカル系の建物を建てます。それから、画面下側には商業施設、ホテル、立体駐車場、集合住宅という配置計画の中で、道路の真ん中にあるアクティブリンクと称している空中歩廊で街区全体をつなげて回遊性を持たせる計画になっております。

次のページで、こちらから見た画面のパースを参考までにご紹介しますと、このような雰囲気です。こちらが商業施設、ホテル、こちらがメディア系の建物です。

反対方向から見たパースも入れさせていただきます。

共同住宅側はこういう雰囲気になっておりますが、それぞれ簡単にどんなアドバイスをしたかというコメントを入れさせていただきます。

メディカル側については、後背位置に住宅系を配しているものから、基本的な住環境配慮について付帯設備を中心に検討することが必要ということや、アクティブリンクが本計画の特徴的な計画となつてございますので、こちらの光の取り方一つ取っても、景観上の配慮をしながら検討してほしいということをお話ししております。

それから、この計画街区から、画面右側に道路があつて、道路を挟んで反対側が、今は暫定の駐車場利用となっているところですが、そちらにも将来的に開発計画があり、ここ

に空中歩廊を設ける計画が一方ではあるということです。そちらの将来系も含めて、こちらの街区との連続性に配慮してくださいというアドバイスを行っております。

あとは、この新設道路です。この道路全体が歩行者中心の歩行者に優しい道路空間になるよう、関係部署と協議しながら進めてくださいというような内容のアドバイスをいただいております。

それから、反対側の共同住宅でいくと、ガラス自体の色彩の鮮やかさが少し懸念されるので、色彩等を含めて慎重に検討してくださいというお話や、建物の中心に、共同住宅では珍しい計画ですが、展望できるような共用空間をつくり込むということなので、その辺のしつらえについても、構造的な不安感を与えないような計画としてほしいという話、また、生態系、新さっぽろ周辺の緑のネットワークをきっちり検討して植栽計画をお願いしますということや、建物ごとにテーマカラーを決めて色彩を配置していこうという計画という内容だったので、建物ごとに色を決める中では、余りにも多色使いになると景観上よろしくない場合も考えられるため、その辺は十分気をつけて検討してくださいという話や、その他としては、案内看板等を地域で統一して作っていく中では、地域の生態系の話だと、単に歩くだけではなくて、何か学び取れるようなものも少し検討してみるのもいいのではとか、まち全体のロゴマークとかを統一することで、全体のまちの一体感みたいなものが創られるのではないかとアドバイスをいただいております。

これに基づきまして、今はまだ景観法に基づく届出というのが全部は出てきていない状況で、メディカル系の建物2棟と立体大駐車場が届出され、協議していますが、その他はまだこれからという状況になっております。

もう一件は、北8西1地区第一種市街地再開発事業ということで、場所は北8条西1丁目です。札幌駅から2街区北に上がったところで、敷地の北側には北九条小学校、西側には第1合同庁舎という位置関係になってございます。

主な建物の用途としては、共同住宅、店舗、事務所、ホテル、駐車場となっております。今、申出者は再開発事業ですので再開発組合となっております。

全体構成としては、オフィス棟、住宅棟、ホテル棟、駐車場棟ということで、外観的にはおおむね四つの棟から構成されている状況です。

右側のパースは、画面左下から見たものをご理解ください。

この中でのアドバイスを幾つかご紹介させていただきます。

こちら、共同住宅のガラス系の話が出ております。こちらについても、色彩計画上、鮮やかな部分があるので、その辺は十分検討してくださいという話や、共同住宅のコーナー部は、アールという丸みを帯びた状態で特徴づけておりますので、そこが統一感を持って外から見られるという意識を持って計画をしてくださいということです。それから、低層部分の話がありました。こちらは壁面がヒューマンスケールを超える壁長なので、圧迫感を与えないような工夫を少し具体的に行ってくださいということや、屋内に掲示される広告物についてもしっかりコントロールをしてほしい、それから、今、もう部材を丁寧に

解体されたと聞いておりますが、石造の倉庫がございました。こちらについても、単純になくすというだけではなくて、例えば、この建物の中に記憶として残すような工夫、歴史を継承するような検討を行ってくださいというアドバイスをしています。

こちらの届出は出てきておりまして、状況をお話ししますと、可動部に柱梁が出てきておりましたけれども、逆にガラスのカーテンウォール風にすることで、少し壁長を抑えて、角を開放的に見せて圧迫感を軽減するようなことや、低層部の柱型の色彩等を上と少し変えたりすることで、ここの壁面全体を見せずに、少し部分的に捉えてもらうというような工夫をしながら圧迫感を軽減させるような計画となっております。

簡単ではございますが、プレ・アドバイスのご報告とさせていただきます。

○小澤会長 ありがとうございます。

令和元年度の景観プレ・アドバイスの実施についてご報告いただきました。

ただいま説明がありましたように、構想段階のものと設計段階のものがございまして、構想段階のものは事業企画中のため、公開になじまないということで、設計段階のものをご紹介させていただきました。

見ていただきますと、設計段階のプレ・ドバイスでこういったアドバイスがされたかといったことが大体お分かりになるかと思えます。これにつきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

○石塚委員 この厚別地区は、全市的な景観形成基準に従って景観誘導を図るという位置づけかと思うのですが、苗穂のときにもちょっと感じたのですけれども、これだけ一定規模のまとまったまち並みを形成するような開発の場合に、少し先手を打って、提案的な投げかけができないものかなという気がしています。受身になってしまうと、どうしても事業者さんが構想を決めてしまっただけで身動きが取れないということもあろうかと思うのですけれども、一般の市街地を対象にした基準を、もう少し、この地域の歴史や街区の構成、今後のまちづくりを踏まえながら、こういうところにこういう配慮をしてはどうかということを少し測地的に先手を打って提案することがあってもいいのかなという気がします。

今の北8西1の事例でも、建物の角地を意識されていることは理にかなった事柄かと思うのですが、あらかじめ低層部の隅のところは角を意識したしつらえを配慮できないかという投げかけを先行して行っておけば、もう少しいいキャッチボールが早目にできたのかもしれないという気がしました。その手間は大変でしょうけれども、こういう重要な地区に関してはそういう手だてを打って、その結果を担保するような形で、景観まちづくり指針あるいは重点景観地域としてそのルールを担保するという流れにつながればいいのかという気がしました。

○小澤会長 ありがとうございます。

事務局からいかがでしょうか。

○事務局（景観係長） 石塚委員がおっしゃるとおり、この部会の中でも、特に新さっぽろなどは、全市的な考え方に対して、これだけの規模の開発というのは、都市の構造を変

える力もあるということで、シンボリック性なりもしっかりと同時に考えていったほうがいいというご意見をいただいているところです。中でも、結果はどうなるか今のところまだ分かっておりませんが、ホテルも見せていただいた段階ではかなりシンプルな計画でしたので、もう少し積極的に、逆にシンボリックな形で検討してもいいのではないかと、このことを事業者にはお伝えしているところです、その辺を含めて引き続き全体計画、これからの部分もございますので、協議をしていければいいかなと思っております。

○小澤会長 ありがとうございます。

まさに、今、石塚委員がご指摘いただいたのは非常に本質的な問題ではないかと私も思っております。いかに景観上先手を打てるかということが重要です。都市計画法と景観法の二つの法に根拠を置いた状態で協議なり手続等々が進んでまいりますので、現状ではその関係をどうしていくかというところで皆さん四苦八苦しているところかと思えます。まだまだ景観法が新しいので、今後どうしていくべきか、特にこういった審議会の場で意見をいただいて、それが新しく次のステップに行く力になります。この場だからこそいただける意見だと思いますので、今後もぜひそういったご意見をいただけたらと思っております。

ほかに何かございますか。

○皆川委員 市民委員の皆川です。

初めてなので教えてほしいのですけれども、例えば、先ほどの建築物の指摘事項の中に、窓のガラスが鮮やか過ぎないかということが記載されていまして。アドバイス部会のほうからそういう意見を言ったときに、事業者側から、いや、これは絶対に鮮やかさを狙ったものなので変えたくありませんというようなバトル的な議論になるケースがあるのかということをお教えいただきたいと思えます。

また、そうなった場合に最終的に落ち着くところは、景観アドバイス部会の力が強いのか、それとも、事業者側の言い方によっては事業者の提案どおり通ることがあるのか、その辺をお教えいただけますか。

○事務局（景観係長） 私から答えさせていただきます。

今のご質問はおっしゃるとおりで、この制度の難しいところです。札幌市としての制度設計として、景観をあまりに規制側で設計するべきではないと考えております。前向きな制度として、あくまでもアドバイスという形で、こうするとよりよくなりますよというお話に対して、事業者側がそれにより沿うことができれば当然そうなっていくますし、一方では事業者側のコンセプトや事業意図もあるわけで、最後に譲れないところのほうが優先されることにはなるかと思えます。究極的なところではそうなります。

ただし、その間で、専門家のご意見をいただいた中で、札幌市がその意見を基に事業者と最大限協議をしていくということをやらせていただいております。

○小澤会長 ただいまご質問をいただいたことも非常に本質的なことかと思えます。どれぐらい全体をコントロールするのか、あるいは、事業者側の活気を失わせないために一定

の裁量を持っていただき、それをこちら側で受け入れていくのか、大変難しい問題ではあります。両者のバランスをどう取っていくかということかと思えます。

ただいまのやり取りにつきまして、さらに何かご意見がございましたらお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○森委員 少し分からないので教えていただきたいのですが、もともと新さっぽろ駅周辺のI街区は市営住宅だったということ、開発者のプロポーザルで売却を決めたということ、そういった中で、例えば地区計画的な話とか、今回の部会での計画案とどれぐらいプロポーザルとか地区計画が計画案に反映しているのか、もしくは、先ほどは建物の表層的なガラスの話などでしたけれども、もう少し根本的なところなど、どのように関係しているのかというのは知りたいと思いました。

○事務局（景観係長） 例えば、新さっぽろの事業でいけば、委員がおっしゃっていただいたように、プロポーザルで提案を受けて、一定程度提案内容を評価して事業者が選定されているというところでもありますので、その意図は当然酌むべきところも多々あるという中で、繰り返しになって恐縮ですが、それでもなお、よりよくするために専門家の各分野のご意見、アイデアを頂戴しながら、こちらの事業の中に付加価値をつけていくことがアドバイス制度の中でできれば、よりいいものになるのではないかという考えの下に開催させていただいているところです。

あとは、北8西1のガラス面のお話について、今お聞きしたいというのはどのようなところでしょうか。

○森委員 景観の中でできることと、この事業自体、もともとは札幌市さんの土地でプロポーザルでチェックされて出てきたことに対して、よりよくということが分かるのですが、その位置づけとして、そもそも市としての場所性といいますか、それ自体はもう少しできたはずではないかなというところです。

○事務局（景観係長） その意味では、新さっぽろ駅周辺では、先行して新さっぽろ駅周辺地区まちづくり計画を地元の意見を取り入れながら札幌市としてまとめて、もう少し広いエリアの中でのまちの方向づけをまちづくり計画の中でさせていただいているということです。

一方、こちらは地区計画も定まっているのですが、具体的に開発が起きるところは少し、容積の話ですとか、道路からの後退部分だとかを含めて地区計画上も定められているというところはございます。

あとは、具体的な開発計画以外のところにも地区計画がかかっている部分はあるのですが、そこは目標、方針だけがかかっている、具体的な地区整備計画はかかっておらず、開発部分だけかかっています。

そういうことで、一定程度、札幌市もその方向性で関与しながらやってきているということをご理解いただければと思います。

○小澤会長 ありがとうございます。

時間が押してきておりまして、景観アドバイス部会、景観アドバイスのあり方につきましては、いろいろな意見があるかと思えます。特に、新任の委員の皆さまには、入ってすぐにこういった報告を受けたということで、未消化の部分もあるかと思えます。したがって、引き続きご意見をお寄せいただき、今後もこの審議会でも重ねて議論していきたいと思えます。今日のところは、ここで一度置かせていただきたいと思います。

今後、委員からご意見などがありましたら、事務局で受け付けてもよろしいですね。

○事務局（景観係長） はい、よろしく願いいたします。

### 報告事項（3）

○小澤会長 よろしく願いいたします。

それでは、報告事項（3）に移りたいと思えます。

活用促進景観資源の登録についてでございます。事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 活用促進景観資源の登録について説明させていただきます。

個別の案件の説明の前に、こちらのスライドにて制度の概要を簡単にご説明させていただきます。

活用促進景観資源というのは、景観資源のうち、景観重要建造物、景観重要樹木、それから札幌景観資産というものがあるのですけれども、これ以外のもので、良好な景観の形成上、価値があると認められるものを条例に基づき登録する制度となっております。

平成28年度に現在の景観計画ができるまでは、こちらの法に基づいて指定をする景観重要建造物、あるいは、条例に基づいて指定をする札幌景観資産だけだったのですが、計画にも書いてあるのですけれども、どちらかというところは歴史的価値に重きを置いておりました、それを維持・保全していく、守っていくという側面が強い取組でした。

もちろん、それはそれで重要で、これからも続けていくのですけれども、景観計画の中では、これからは、それに加えて市民や事業者が景観というものをより身近に感じてもらい、いろいろな主体が景観まちづくりに関わっていただきたいという方向性もあって、景観資源の解釈の幅を少し広げまして、必ずしも歴史性に寄らない地域のシンボリックな場所や物、景色、あるいは地域活動も広く景観資源と捉えて登録して周知を図っていくということによって始まった制度でございます。

ということもありまして、従来は、建築物、工作物、樹木が指定対象だったのですけれども、河川、地形、地域活動といったソフトなものも含めて登録して周知を図っていくという内容となっております。

これは今日の報告案件とは違うのですけれども、昨年度までに登録されている物件が3件ございまして、一つ目が北区にある屯田のポプラ通り、もう一つが西区にあるラベンダー通り、登録の三つ目が真駒内曙中学校にあるハルニレの木、こういったものがこれまで活用促進景観資源として登録されている状況となっております。

そうしましたら、お手元の説明資料2に基づきまして、今回ご報告させていただく資源



について説明をさせていただきたいと思います。

今回は、ていね夏あかりというイベントです。

昨年度の景観審議会の資源部会で議論をいただきまして、今年の2月に登録を行っているものになります。

このていね夏あかりというのは、手稲区において、平成4年から毎年開催されているイベントになりまして、一晩だけ提灯をともすということで、写真にあるようなものになっております。

このイベントで用いられる提灯の多くは、手稲区の小学生が大学生などに教わりながら一個一個手作りをしていくものになっておりまして、小学校のほかにも、児童会館とか子ども会といった様々な地域団体が参加しており、建物ではないのですけれども、この地区の夏の景観を担っているという状況であります。

地域の方々が試行錯誤を重ねながら、その地域ならではの景観をつくり出して、歴史の中で地域への愛着を育んできたという姿は、四季の変化や地域への愛着といった景観特性を生かした良好な景観につながっているものと考えられるということから、第4号として活用促進景観資源に登録をしたということです。

簡単ですが、以上で今回の案件の説明は終わります。

なお、昨年度の景観審議会資源部会の中で既に議論いただいて、ご了承いただいた案件が別に5件ありますので、そちらのほうの登録の作業も今進めているところです。次回の審議会でもまたご報告させていただけるとお思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

私からの説明は以上です。

○小澤会長 ご説明をありがとうございました。

景観資源につきましては、お手元の景観計画の中の第5章第2節にうたっておりますが、今回このようなものを景観資源として登録したということでございます。

ただいまの報告につきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○山本委員 夏あかりの場所について、手稲区内となっているのですけれども、毎年同じ場所で開催しているのでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） これまでは同じ場所で開催してきていましたが、その鉄北広場が2年ほど前に使用できなくなってしまいまして、昨年度は、会場を移して、手稲の科学大の構内をお借りして昨年度は実施したというふうにお聞きをしております。

残念ながら、今年度は、コロナの関係もあって、本当は先週やる予定だったのですが、中止になっております。

○小澤会長 ほかに何かご意見、ご質問等はございますか。

○早川委員 早川です。

感想です。

私は、資源部会で選出させていただいたのですけれども、こういうイベントというか、

まちの中に人が加わって初めて景観は完成すると思っているので、今回、こういう形で子どもたち、市民が一緒になって一つの物をつくり上げていくというのは、限定された時間ではありますが、とても心温まる札幌ならではの夏の風物詩で、よかったなと思っています。

○小澤会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

○片山委員 ご説明をありがとうございます。

私も、この登録の委員の一人ですけれども、今回、お祭りは無形文化財みたいな感じのものなのですが、中には大木とか物としてあるものもたくさん出てくるのですが、活用促進景観資源の目的として、市民等に広く周知することに主眼を置いてとか、市民等の関心を喚起しとあるのですけれども、樹木のところに、これは登録されたものですよというプレートを貼ったりすることができなくて、市民等に関心を喚起しとか、広く周知するというのが、どのようにするのかというのがいまいち、私たちの部会の中でいいね、いいねと喜んで終わっていて、少し寂しい感じがするのです。

取組は始まったばかりで、これからだと思っておりますので、どのように広く周知するのかというところをこれから工夫できたらいいなと感じています。

○松田委員 事務局から答える内容は同じかと思うので、今のに関連して私から申し上げます。

昨年も同じ話をしましたがこの制度は大変すばらしいもので、ぜひ、これから登録が増えていけば良いと思っています。

一方、この制度の趣旨や登録のしやすさ、所有者の負担等を考えると、まだ始まった制度とはいえ、札幌にこれだけの資源がありながら、非常に登録が少ないというのが正直な感想です。

今、片山委員からありましたとおり、広く市民への周知のほか、市民に非常に近い存在でもあると思いますし、活用というキーワードも入っていますので、もっと調べれば、もっとたくさんのもが出てくると思っています。

私の家は真駒内で、周りにも登録候補となるものが結構あるのですが、もし私が「そういうことを言っているのだったら自ら提案しては」と言われれば、我々も登録できるのかということを含めて、もう少し市民の方に知られると、この制度ももっともっと生きてくると思ったところです。よろしくをお願いします。

○小澤会長 窪田委員、関連していることでしたら、ここでお願いします。

○窪田委員 松田委員、片山委員と全く同じです。

私も、制度設計のときに審議会でも議論させていただいて、今日、久しぶりに聞いております。3件登録されているという情報は伺っていて、今回4件目ということですが、登録した後の成果とかPRがその後どうなったのかというあたりをお伺いしたかったというところで、全く同じです。

○小澤会長 欠委員、お願いいたします。

○欠委員 これは資源部会の関係で、私も興味があるのですが、先ほどありました法律あるいは条例に基づいての、例えば、重要建造物の関係、重要樹木、あるいは札幌景観資産については分かりますが、この活用促進については数もどんどん増えていくことにはなるのだろうと、大分広い押さえですし、そう思うのですが、これを登録したことでの利点と申しますか、札幌市として、住民にとって、あるいは、そのものにとっての利点について、何らかの支援があるとか、積極的にPRができるとか、この資源の登録によってどのようなプラス面があるのかというところを知りたいと思いました。よろしくお願い致します。

○小澤会長 事務局よりお願いいたします。

○事務局（景観まちづくり担当係長） たくさんのご意見をありがとうございます。

まず、大きく周知の話があったかと思うのですが、まさに課題認識と申しますか、札幌市のほうも同じ考えを持っております。制度が始まってから、どういうふうに進めていくかという議論をこれまで審議会でもさせていただいて、今、4件目という状況で、いわゆるPDCAサイクルでいくと、プランをつくって行動してきて、振り返って評価をして、今後どうしていくのかというのを今まさに市役所の内部でも話し合っているところがございます。

周知に当たっては、やはり数がないことにはインパクトも薄くなってしまいます。昨年度かその前の審議会でもご意見をいただいていたように、幅広く登録していくということであれば、少なくとも、目指すべき数としては現状の札幌景観資産と同じかそれ以上と申していかないと、周知の効果もなかなか出てこないのではないかとご意見もいただいております。ですから、今、その辺を参考にしながら、いつまでに何件ぐらいを目指していけるのかなというような話も認識として持ちながら、今後の進め方を検討している状況です。

行政主導だけで行くのはなかなか難しく、所有者さんの理解がなかなか得られなかったりという案件も過去には幾つかあって、そういう点の難しさはあるのですが、このままで良いわけでもございませんので、これまでの取組や委員の皆さんからいただいている意見を踏まえて、これからのやり方は工夫をしていきたい、どんどんしっかりとした周知ができるように、そして、市民の皆さんが景観に少しでも興味を持っていただけるようにしていきたいと考えております。

続いて、欠委員からいただいた登録の利点の部分ですが、これも過去にはいろいろと話題になっていたところです。例えば、札幌景観資産や景観重要建造物に指定されますと、維持管理のために市の補助金が出たりという金銭的な利点がございますが、今回ご紹介している資源の登録に関しては、金銭的なメリットは特にありません。

目に見えたメリットを説明しにくい中で、過去に登録を受けていただいた団体、特に宮の沢とか手稲の方からいただいているご意見としましては、登録されたことによって、こ

の取組により愛着が湧いたとか、活動されている方々にとってよかったなという気持ちになっていただけているという意味では、それも一つの利点なのかなという話を中ではしています。

ただ、周知という意味では、地域の中だけで情報をとどめていては、なかなか効果がありませんので、よそのこれを全く知らない人にも登録が広く知れ渡っていくような仕組みを今後検討していかなければいけないのかなと考えているところです。

○小澤会長 景観計画を策定、適用して丸3年たちますが、どれぐらいの対象が登録によって認知され、機運が上がっているかという盛り上がりも一つのバロメーターになります。恐らく、この報告に関して、委員からたくさんのご意見をいただいたのは、そこに対する期待だと思いますし、市民と一緒に景観をつくっていく上で、実際どういったメリットがあるのか、できるできないはありますけれども、市民の方に分かりやすく説明しないといけません。そういったメリットを享受できることによって、さらにやっていこうかというふうな機運が上がってくると思います。これは、行政目線だけでなく、市民と一緒にやっていくべき課題ではないかと思われまますので、引き続きよろしくお願いします。

ご意見をありがとうございました。

それでは、次に進んでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

#### 報告事項(4)(5)

○小澤会長 続きまして、報告事項(4)の地域景観まちづくり団体の認定について、報告をお願いいたします。

○事務局(景観まちづくり担当係長) 続きまして、地域景観まちづくり団体の認定について説明いたします。お手元の説明資料3で説明いたします。

地域景観まちづくり団体というのは、書いてあるとおりですが、地域住民等が主体的に関わる景観まちづくりの取組を支えるため、この後、次の議題で説明させていただく景観まちづくり指針とともに、地域景観まちづくり団体を条例に基づいて認定するという仕組みであります。

この下に条例の抜粋を記載させていただいておりますが、認定されると、景観まちづくり指針策定の案について、市長、市に申し出ることができたり、情報提供ということで、地域内で行われる建築物の新設とか届出対象行為に関する情報を市からその団体に提供することができるという仕組みになっております。

2番の認定団体概要のところになります。今回ご報告させていただくのは、令和元年の11月13日に本市の第2号として登録させていただいた定山溪まちづくり協議会になります。

活動の目的としましては、定山溪地区の住民の皆様が協力し合って、定山溪地区を安心して安全な住みよいまちにしていくことを目的として、町内会の方や旅館組合の方を構成員として、定山溪の魅力、景観の向上のための活動をされているという団体になっておりま

す。

登録の目的として、お聞きしている限りでは、情報が必要ということで、地域まちづくり団体に登録されて届出対象行為の情報をもらいたい、ということが団体としての主目的だったと聞いております。届出があった場合には市から提供させていただいているという状況になってございます。

説明は以上です。

○小澤会長 私からの提案ですが、報告事項（５）も（４）と関連するところがありますので、一緒に説明させていただいて、まとめて意見をいただけたらと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（景観まちづくり担当係長） では、そのようにさせていただきます。

続きまして、景観まちづくりの取組状況についてということで、お手元の説明資料４で説明をさせていただきます。

まず、制度の概要からになるのですが、地域ごとの景観まちづくりの推進ということで、札幌市景観計画では、良好な景観を形成していくためには、多様な主体が関わりながら、より身近な地域の景観の魅力を高めていくことが重要であるということをお話しております。

ただ一方で、平成２７年度、計画を策定する前後に実施した市民アンケートでは、札幌市全体の景観の印象について、８割の市民の方が魅力的だと回答しているのに対して、同じ質問を自分の住んでいるエリアに限ってしたところ、満足している方は５割程度と差があるような状況もありまして、今後は、こういうことからより地域の特性を生かした魅力的な景観の形成に取り組む、いわゆる景観まちづくりと呼ばせていただいておりますけれども、そういうものが重要ではないかと考えておりまして、そのことが市全体の魅力向上にもつながっていくのではないかと考えております。

このことから、札幌市では、地域住民等が主体的に関わる取組を支えるための仕組みとして、今回の条例に基づく景観まちづくり指針を景観計画の中で制度化したという流れがございます。

景観まちづくり指針で定めることができる内容を四角囲みの中に書かせていただいておりますが、方針、目標、その対象区域、景観形成の基準、届出を要する行為、景観形成の活動といったものを、地域の皆様とディスカッションしながら少しずつご意見を積み重ねて、方向性を見出していった認識の共有化を図っていくといった作業をこれまで行っております。

左下に景観まちづくり指針の策定状況を示しておりまして、青色の地区がこれまで策定済みの地域になります。上から順番に、宮の沢中央地区、西１５丁目電停周辺、ロープウェイ入口周辺、それから、先ほどの認定団体にもなっております定山溪地区というところも策定しております。

一方で、右側のオレンジの字のところは、今まさに策定中の地区であります。一つは、この後の議題にもさせていただく札幌駅前通北街区地区、中央区の苗穂地区、新さっぽろ駅周辺地区、こういったところが指針の策定中という状況です。

右側のほうでは、昨年度の各地区のまちづくりの取組状況についてということで写真を掲示させていただいております。

まず、一番古くから取り組んでいるモデル地区でもあるロープウェイ入口では、MO I R O K U L a b（モイロクラブ）と言って、藻岩山麓ラボで、地域の方々が集まってディスカッションや、下の写真にあるような雪あかりの取組です。聞くところによりますと、今回の指針の策定は平成29年度に行っているのですが、雪あかりはこの指針の策定がきっかけとなって行われた取組だと聞いております。

それから、西15丁目の電停周辺では、小学校を中心に雪あかりの取組がやられておまして、こうして見るとやはり札幌らしいのですが、全部が雪あかりなのですけれども、宮の沢中央では、ラベンダーを生かした景観形成に取り組んでいることもあり、地域のシンボルであるラベンダーを植えて収穫して、それでリースを作ったり、ポプリを作ったり、そういうことで地域の愛着がだんだん育まれてきています。それから、冬にはラベンダー通り沿いで写真にあるような雪あかりが行われている状況でございます。

宮の沢中央地区は、ロープウェイ地区の雪あかりの取組を見て、地域の方々がいいなと思っていただいたということで、一つの地区の取組がよそに波及していったという好事例だと感じております。

それから、右下半分に載せさせていただいているのは、今、指針策定中の新さっぽろ駅周辺地区と苗穂地区になりまして、2年ほど前から我々も一緒に入らせていただいて、地域の方々とお話をさせてもらっているのですが、まち歩きをしたり、ワークショップをしたりということを通じて、地域の景観の魅力や今後のまちづくりの方向性をまさに話し合っている状況になっております。

私からの説明は以上になります。

○小澤会長 ありがとうございます。

ただいま報告事項（4）と（5）をまとめてお話しいただきましたけれども、これにつきましてご質問等はございますか。

○吉田委員 吉田です。よろしく申し上げます。

報告を聞きながらずっと考えていたのですが、これだけの専門家の先生たちがいろいろアドバイスをされ、市を挙げて非常にいい取組をしているのに、どうしてこれが伝わってきていないのだろうかと思うのです。私はブランディングや広報の仕事をしているので、そこに非常に疑問を感じてしまいました。

そこで、一つ思ったのは、札幌としてありたい姿が実は市民にあまり共感を持って伝えられていないのではないだろうかと思うのです。先ほど石塚委員がおっしゃったこととすごく似ているのですが、先にこちらが提案というか、私たち札幌というのは、こう

いうまちを市民の皆さんと一緒に作りたくて、そのためには景観は非常に重要な意味を持つものであって、例えば、札幌駅の駅前通はウェルカムストリートですね。そうだとしたら、そこは来た途端に札幌を感じてもらいたいのだ、そのための道なのですよと言われてたら、あそこにビルを建てる企業、私も企業人ですので、少なくともそれは頭の隅にはあると思うのです。

例えば、まちづくりにおいても、本当に市民の皆さんが一生懸命やってらっしゃることに対しても、そのコンセプトの中においてはこういう重要なポジションにあるのだと。

この中に、S・M・L・L・E s C i t y S a p p o r o（スマイルズ・シティ・サッポロ）の都市づくりの理念というものがありますけれども、少なくともこれぐらいはもっと伝わっていてもいいのではないかとずっと感じていました。それが実現できれば、いろいろな課題はクリアされるのではないだろうかと考えました。できればこの委員会で、先ほど申し上げていた共感させる周知というものを考えていけたらいいのではないかと思います。

質問というよりは意見ですけども、こういうところを考えていました。

○小澤会長 ただいまご指摘いただいたご意見については、この景観計画をつくる段階から、どういうふうに市民に伝えて共有していくのか、何回も議論を重ねてまいったのですが、打てる手を打ちつつも、まだまだアイデアが足りないのかなという気がしております。

委員の皆様から、この点に関して感じていらっしゃることは何かございませんか。

○欠委員 今、私は家にいることが多いものですから特に感じるのですが、一般市民の立場から見ると、確かに広報誌とかはいいと思いますが、マスコミですね。新聞なり、テレビを見て、ぱっと目に入ってくるものはいろいろありますので、まちの様子、あるいは、こういう景観があるのですよ、この地域はこんなようなことをしていますというものが、ゴールデンタイムであろうが、そうでなかろうが、目に入るようになると、そここのところでたくさんの人たちに知らせることができると思います。いわゆる大衆伝達ということになりますけれども、その利用というのはあるのではないかと思います。

もちろん、広報紙、ポスターというものはいいのですが、まち行く人などを見たら、ポスターが貼ってあっても、結構多くの人が通過していつているようなイメージがあるものですから、それよりは映像を通してより多くの人たちが目にするような機会がうまく利用できればいいなというふうに思います。

そして、市民あるいは道民みんなで共有できる、そして誇りに思う、楽しめる、そういったものにしたいなと感じています。

○小澤会長 ありがとうございます。

ほかに何かご意見やお感じになっていることはございませんか。

○山本委員 私も札幌生まれ札幌育ちで、ずっと札幌に住んでいるのですが、今、駅前通が非常にきれいになっています。ただ、駅前通一本ずっと通して見たときに、札幌

駅側はビジネス街、大通南1条からすすきののあたりまではショッピング街、飲食店街というふうに、縦長にまちが変化しているというのは、ほかのところにはないのではないかと思います。大体は脇道にそれて商店街などができていますから、ある意味では非常に特徴のあるまちだなと思っています。

ただ、市民がまちの中に出てきたときに、それぞれ目的があって出てくるわけですが、その目的が終わってしまえば、そのまま帰ってしまいます。通りを通り抜けていろいろなところへ行くというふうな動きが余りなくて、そういうふうなポツポツと切れているような感じもするのです。

それはそれで一つの特徴かもしれないけれども、何となくまち全体を見たときに、それがうまくつながっていけば、例えば観光客が来たときにも、それから、まちに住んでいる市民の人たちにとっても、もっと駅前に出てくると思うのです。今、そういうことが非常に少なくなってきて、きれいにはなったのだけれども、ちょっと遠い存在になってきて、高齢者などは余り出てこないというように、限定されてきているのかなと感じています。

先ほどあったようなすばらしい地域活動がされていて、その地区に住んでいる人にしてみれば、その地域の文化がありますので、それにつながるような活動には非常に参加するのです。

私の住んでいるところは山鼻地区なので、屯田兵のつながりとか、古い学校などがありますから、そういうところを活用して町内会がいろいろ行事をやっています。もちろん、同じことをやる必要はないですが、そこに根差したものがあるのであれば、その活用をして広げていくということで、そういうものがあるという周知はしなくてはいけないのですけれども、やはり、ばらばらに特徴があって、それはそれでいいのではないかと感じました。

○小澤会長 ありがとうございます。

総合性といいますか、全体をつなぐといったストーリーなのかなと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○渡部委員 札幌の地下歩行空間もサイネージのサインが随分と増えていまして、今日も通ってきたのですけれども、札幌市の持っている枠もあったり、新聞社の持っている枠もあったのですが、文字がただ動かずにじっと映っているというのがありました。今は、市民一人一人が撮影者で、スマホで簡単に撮影ができる時代になっていますから、こういう活動を例えば市民が撮影して、それをああいうところで映してはどうかと思うのです。地下歩行空間は1日15万人ぐらいの通行者がいると聞いていますし、その中には、通勤の市民もいますけれども、観光客の人もいるわけですから、そういう方が通りすがりに見る機会が増えるということは、それだけ周知できるようになるのではないかと思います。

○小澤会長 ありがとうございます。

森委員、いかがですか。

○森委員 これも分からなかったのですけれども、例えば、札幌駅前通北街区地区とか新



さっぽろ駅周辺地区は、今後、指針策定検討中の地区とありますが、先ほどの2物件、プレ・アドバイスに出てきている新築のものとの関連みたいなものはどの程度あるのかなど疑問に思いました。

○小澤会長 今、ご意見をたくさん頂きましたが、最後の森委員の意見は指針の話ですので、事務局よりコメントをいただけたらと思います。

○事務局（景観係長） 森委員のご質問に対してお答えします。

新さっぽろは、大規模な開発が起こることとなり、何かまちが変わっていくという兆しを捉えて、地域住民としても、そのときにばらばらでいるのではなくて、何か考えようということになりました。その前段には、先ほど申し上げた新さっぽろ駅周辺地区まちづくり計画ができ、地区計画も定まってきた、そういう前提の中で、ワークショップを通して情報提供しながら、地域として、景観の観点からどのようなまちづくりをしようかということになり、今回はまちづくり指針の策定まで行こうということになっている流れがございます。

まちづくり指針をつくるきっかけは、平成28年の改定の少し以前から、市電通の沿線をモデル地区として、地域ならではの活動なりまちづくりをどうしていくかということを考えていこうということをきっかけに指針の前身ができ始めて、景観計画の改正後、指針が制度化されて、それに基づいて、今まで話してきたことを指針にしっかり盛り込んでいきたいと思いますという経緯で始まってきています。

きっかけは市電線というモデル地区からスタートしているのですが、そこだけではなく、市民アンケート、景観計画の改定を当審議会ですっかりご議論いただく中で、地域ごとに景観まちづくりを考えていくことはとても大切だということについて、制度化して景観計画に盛り込んだものが景観まちづくり指針です。

これも、言ってみればスタートして数年という中で、今、既存4地区、計画策定中なのが2地区というところで、今後、指針がどうあるべきなのかという方向性も事務局としては次の展開として打ち出していかなければいけないとすごく感じています。

今、新さっぽろは、大規模な開発をきっかけに、地域で指針策定を考えてみようという動きの中でやっています。

一部の答えにしかなくてないかもしれないですが、ご紹介させていただきました。

○小澤会長 ありがとうございます。

今、いろいろな意見をいただきましたので、ぜひ今後の展開に役立てていただいて、いろいろご提案をしていただきたいと思います。

○事務局（景観係長） いただいたご意見を我々のほうで受け止めさせていただいて、今後の検討に活用させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○小澤会長 よろしく願いいたします。

○岡本委員 周知はすごく重要だと僕も思うのですけれども、こういう言い方をすると、またとげとげしいのかもしれないですが、知ってもやらないやつはやらないのです。だか

ら、知るのが大事なのでなくて、やって何が得られるのかというところが伝わらないと、「そういうことやってんだ、へえ」で終わると思うのです。知ってもらその先に何があるのかというところをきちんと紹介するなり、ターゲットを絞らずにただ広く知ってもらうのではなくて、口伝いでこんなにいい仕組みがあるのだよと実感した人から興味のある人に伝わっていくという形にしていかないと、どこもかしこもできるわけではない話ですし、自分の地域は、今後、住んでいる人たちの間で、コミュニティーはある程度顔が分かるような住みやすい地域にして、もっといろいろな人に住んでほしいなとしっかり思っている地域が取り組まないとできない話だと思うのです。ですから、広くというよりは、もっと意味のある周知を考えていったほうがいいのではないかと思います。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 周知に関する意見、大変ありがたく受け止めさせていただきます。

今、岡本委員からいただいたご意見ですけれども、確かに、広くといっても、もともと興味がない人は見てもスルーしてしまうであろうというのは本当にそうだと思います。恐らく、意識と行動について考えたときに、大きく三つのパターンがあるのかなと思っています。市民の皆さんの中には、景観に関して興味もないし行動もしてないという人が結構いると思います。もう一つのパターンとしては、興味はあるけれども、なかなか行動にまでは踏み切れていないという方々です。さらに一方で、既にもう景観まちづくりに関して行動されている方ももちろんいらっしゃると思うのです。

どういう周知、啓発、広報の仕方がいいのかと考えたときに、我々もまだ組織的に正式に何も意思決定をしていないですし、まだ議論レベルではありますが、広くやるというよりは、まさに今、岡本委員からおっしゃっていただいたように、既に活動されているエリアの人たちと一緒に活動して、その取組を発信させていただくような方法で、少しずつじわじわと活動の意義や楽しさが周りの人に伝わっていくやり方が効果的ではないかと思っています。広く広報をするより、ターゲットを少し絞って、そこから広げていくようなやり方がもしかしたら効果的なのではないかなという話を内部でもしていました。今のご意見は、そういう感じなのかなと捉えさせていただいたのですけれども、非常に心強く感じます。ありがとうございます。

## 5. 議 事

○小澤会長 それでは、時間が大分押してきましたので、次の事項に移りたいと思います。

実は、これは本日の重要な議事事項になります。次第の5になりますけれども、札幌市駅前通北街区地区景観まちづくり指針（案）についてでございます。まさに今、話題となっておりました案件についてでございます。ここで、石塚副会長より、議題である本まちづくり指針（案）は、札幌駅前協議会の事務局である札幌駅前通まちづくり会社の役員として提案者の立場でもあるということから、審議への参加を辞退する旨の申出を受けております。

このため、ここから先の議事につきましては、石塚副会長にはご発言をお控えいただくことにしたいと思います。また、ご本人のご希望に応じ、傍聴席にて審議会を傍聴していただくことにしたいと思います。委員の皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○小澤会長 それでは、異論がないようですので、石塚委員は移動をよろしく願いいたします。

[石塚副会長は傍聴席に着く]

○小澤会長 改めまして、議事事項(1)の札幌駅前通北街区地区景観まちづくり指針の最終案についてでございます。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(景観まちづくり担当係長) それでは、私から説明させていただきます。

お手元のA3判の概要版をご覧くださいと思います。

まず、この景観まちづくり指針ですけれども、内容は先ほど簡単にご説明させていただきましたが、策定に当たっては、景観審議会の意見を聞くことと条例で定められておりました。今日この場で皆さんからいただいたご意見を基に、必要に応じて修正をかけさせていただいたりして、この後、札幌市にて策定、告示をさせていただくという位置づけになっております。

早速ですけれども、左上の目的と位置づけ、それから対象区域、本書では1ページから3ページ目までの説明をさせていただきます。

札幌市では、2016年に向こう20年間のまちづくりの方向性を決める第2次都市計画マスタープランを策定しております。その中で、今回、北街区地区が位置している都心に関しましては、魅力あふれ世界を引き付ける都市の実現、それに向けて高次な都市機能の集積、公共空間の効果的な活用といったまちづくりの方向性を明示しております。

2018年には、それに即した形で、都心における開発誘導方針を市で定めております。

これは、先ほどのマスタープランを初めとした各種計画の実現に資する民間都市開発の誘導を目的としておまして、建物を建てる際の容積率の緩和の考え方や補助制度等を明示しております。

このような流れに即した形で、今年度、北街区地区において取り組まれているのが地区計画の変更です。2008年に決定された地区計画を今回変更するという動きがあります。

地区計画というのは、エリアごとに定める建物を建てる際のルールのようなものですが、北街区では、都心開発誘導方針で示された容積率の緩和を活用して、駅前通を札幌のメインとして魅力ある都市空間を創造していくことを目的に、地区計画の変更が地域から提案をされている状況でございます。

ここまでの札幌市の取組になるのですが、その横にオレンジ色の四角で書いているのは、北街区地区、駅前通のエリアマネジメントになっていただいている札幌駅前通協議会、それから、札幌駅前通まちづくり株式会社さんの取組になりまして、一つは、札幌駅前通地区まちづくりビジョンを2019年に策定しております。この地区の今後のまちづくりの

方向性を明示したものになっております。

それから、2020年には、まちづくりビジョンを実現していくための個別のルールを定めております駅前通北街区地区まちづくりガイドラインが策定されています。こちらは札幌駅前通協議会さんの取組になるのですが、今ご説明したこのような取組と連動する形で今回策定を目指していただくのが景観まちづくり指針となっております。

これは、四角囲みの中に書いてありますが、地区まちづくりガイドラインのうち、景観系ルールを条例に基づいて具体化していくとともに、地区計画ではなかなか決め切れない細かいまちのデザインなどを、地区計画を補完していくような形で定めるという位置づけになっております。

地区の特性を生かした魅力的な景観の形成を目的に景観形成基準などを定めるもので、札幌駅前通協議会さんからの提案に基づいて市が策定していくという位置づけになってございます。

対象区域は、右側にオレンジ色で示しております札幌駅前通の左右、札幌駅から大通までの範囲となっております。

その下に、灰色の表の部分で、参考に変更される地区計画の内容を簡単に示しております。目標、方針に市の計画を加えていただいたことや容積緩和の要件を追加していること、それから、左下のほうに容積率の最高限度を、従来は800%から最大で1,050%だったものを、条件を満たせば1,200%まで緩和ができるということ、それから、今日の基準にも関わってくるのですが、建物を建てる際の高さの最高限度を、これまでの最大60メートルから最大80メートルに条件を満たせば緩和をしていくということ、このような内容が今回提案されている地区計画の変更になっておりまして、おとといに開催された都市計画審議会で諮問をさせていただき、この内容については同意をいただいている状況でございます。

表の下に米印で大変小さく書かせていただいているのですが、この容積率緩和を受けるためには、今回作っている地区まちづくりガイドライン、それから、景観まちづくり指針に準拠した建物の建て方をすることが必要と地区計画で定められておりまして、このことによって、より実効性を持った景観の誘導ができていく仕組みであると考えております。

以上が目的と位置づけになります。

続きまして、左下には、景観形成の目標と方針、本書では5ページと6ページに示している内容をまとめております。

目標としては、品格と居心地のよさを感じる景観形成、都市計画の歴史を生かし、新たな都市文化を感じるまち並みづくりということで、駅前通は、明治13年に鉄道が開通して以来、札幌のメインストリートとして景観を形成しており、今後もこの歴史を生かしながらまち並みを形成していくことを目標に掲げております。

このことは、札幌駅前通協議会の策定しているまちづくりビジョンにも同じ目標が示されているとともに、同様の目標像を景観計画の重点区域のほうでも掲げておりまして、札

幌市の景観計画の方向性にも沿った方針、目標になっていると考えております。

その目標を達成するための二つの方針として、一つ目は、都市景観の歴史を生かした統一感のある街まちみを形成していくということを掲げております。2008年の地区計画決定により、建築物の最高高さが従来の31メートルから最大60メートルまで建てられるようになり、徐々に建物の高さが変わってきている中で、変化に対応したきめ細やかな景観に配慮していこうという方針になっております。

方針の二つ目は、地下空間においても歩行者の視点で居心地のよさを感じるまち並みを形成していくということで、従来、景観というのは、地上より上の目に見えている部分を中心に組み込まれてきたところがあると思うのですが、今後は、地下歩行空間との接続部分における居心地のよさを感じるまち並みづくりに取り組んでいくということで、方針の二つ目になっております。

続きまして、右上に移りまして、景観形成の基準について説明いたします。本書では7ページから16ページになっております。

先ほどお話ししました二つの方針の実現に向け、大きく二つの基準を定めておりまして、一つ目がストリートウォールの形成に関する基準となっております。対象行為は、高さが60メートルを超える建築物の新築などです。

先ほどの地区計画の変更で述べましたとおり、今後は条件によっては80メートルまでの高さの建築が可能となってくるエリアですが、今後も歩行者の目線で適度な広がり感と囲まれ感を感じられるまち並みを形成していくべく、今後も通りに面する部分の高さは60メートルとしてストリートウォールが形成されていくように建築物の形態やデザインをコントロールしていくという基準になります。

ここで、ストリートウォールというのは、指針の本文にも書かせていただいているのですが、通りに面した建築物の主要な壁面によって形成される景観要素のことと指針では定義づけております。

基準としては3点定めておりまして、一つ目は、ストリートウォールの視認性を高めるデザインとするということで、軒線を強調するような形態、デザインを採用していくことでストリートウォールの視認性、連続性を高めていきたいと考えております。

二つ目は、ストリートウォールを超える部分のデザインに配慮するというものになっておりまして、通りへの圧迫感を軽減するため、ストリートウォールを超える部分、高い部分の素材や色彩を工夫して、過度に重厚な意匠にならないようにしていくというものでございます。

三つ目は、ストリートウォールを構成する主要壁面をセットバック、いわゆる道路境界線から敷地の内側に向かって下げる場合に、その視認性に配慮をしていきますということで、壁面全体をGL、地上部分から建物の頂部までを一律に全部下げるのではなくて、ストリートウォールの目安としている60メートルの部分で、基壇部と呼んでいる建物の段差といいますか、折り返し、壁面の切り替わりを設けまして、隣り合う建物との連続性を

60メートルの高さで持たせていきたいと考えております。これが基準の一つ目になります。

続きまして、地下接続部分に関する基準は、対象行為として、チ・カ・ホあるいは地下鉄コンコースと地下接続する建物の新築などを対象としておりまして、接続する際には、歩行者の快適性や滞留に配慮した形態やデザインとしていくということを定めております。

図のほうには地下接続部分のイメージ図を載せておりまして、地下歩行空間は、左から順番に、人が歩く歩行空間、イベントなどに使われている憩いの空間がございまして、さらに民地側に建物と接続をする接続空間と呼んでいる空間がございまして、それから、緑の線で囲っている接続空間と接する建物の部分として、今回は面する部分と呼ばせていただいておりますが、接続空間と面する部分に関する基準を今回定めております。

右側の表の中に、それぞれの基準と配慮を求めていく例を掲載しておりますが、例えば接続空間のほうでは、チ・カ・ホあるいは建物と調和した一体的なデザインにすることとか、人々が憩うことのできる場を創出していくこと、あるいは、チ・カ・ホとのバランスを考慮した照明計画を採用していくこと、このようなことを景観の誘導事項として今回定めさせていただくものでございます。

続きまして、5番の景観まちづくり活動ということで、本書では17ページの説明に移らせていただきます。

札幌駅前通で働き、また、訪れる人々に居心地のよさやまちへの魅力を感じてもらうため、写真にありますような環境美化活動とか、フラワーカーペットといったようなにぎわいの創出活動、それから、回遊性の向上、意識啓発の活動といったものを引き続き継続していくことになっております。

最後になりますが、届出の手续としまして、以下の取組により景観形成の取組の実効性をなるべく確保していこうということになっておりまして、先に説明しました景観形成の基準に基づいて、建物を建築する際の届出対象行為を指針の中で設定しておりまして、このような行為を行う場合は、事前に札幌市のほうに届出、協議を行っていただくことになっております。

また、その行為の届出を行うに当たっては、開発検討委員会という地区独自の委員会への事前協議が必要となっております。

これは、このエリアのマネジメントを行っている札幌駅前通まちづくり株式会社、それから、学識経験者などの有識者の方、札幌市の担当部局から成る地区独自の委員会となっております。計画される建築物と地区のまちづくりガイドライン、または景観まちづくり指針との適合性について協議を行う場になっております。札幌市の都心における地区まちづくり推進要綱に基づく事前協議の場として、地区まちづくりガイドラインで設置が位置づけられている組織になってございます。

以上が概要になります。

本書をご覧くださいませでしょうか。

1 ページと 2 ページには、目的と位置づけを文章と図で説明させていただいております。続いて、3 ページには、策定までの経緯と位置づけを示させていただいております。

補足させていただきますと、中ほどに、地区内の事業者に今回の指針をお送りしてアンケートを実施したという項があるのですが、条例で指針策定に当たっては意見を聞くようになっていることから行っているものですが、地権者やテナントの方を含め、特に意見は寄せられていないということを報告させていただきます。

それから、4 ページには対象区域を、5 ページからは景観形成の目標方針、あるいは基準を掲載させていただいております。

9 ページ目をご覧くださいませでしょうか。

ストリートウォールの形成に関する基準を定めているのですが、先ほどお話ししていなかったこととして、左下に書かせていただいております低層部の印象を強めるデザイン的配慮も今後基準の中で景観誘導していければと考えております。

低層部にショーウィンドウや人が入っていきやすいようなお店を設置することで、歩行者の視線を低層部に誘導し、その視線を、高さ 60 メートルを超える高層部ではなく、ストリートウォールのほうに向けるというよう主旨になってございます。

続いて、12 ページから地下接続部分に関する基準がございまして、17 ページには活動、届出の手续となっております。

駆け足で大変恐縮でしたが、北街区の景観まちづくり指針の説明でございました。

○事務局（景観係長） 指針の位置づけ的なところについて、冒頭に林から説明があったのですけれども、札幌市の指針と札幌駅前通まちづくり株式会社がつくっているビジョン、ガイドラインの関係性を若干補足説明させていただいたほうが分かりやすいと思いますので、私から説明いたします。

こちらに指針とガイドラインの関係性みたいなことを書かせていただきましたが、こちらに出ている図は、指針の本書案の 2 ページ目に書いてある図と一緒にです。

先ほど林から話があったように、駅前通は地区計画を策定してきたという流れもございます。その中では、札幌市としての上位計画があつて、地区計画がこれまで策定されてきた位置がここにあります。それに対して、点線左側が札幌市の分野、点線の右側は札幌駅前通まちづくり協議会の取組ということで、先ほど説明したまちづくりビジョンがあり、まちづくりガイドラインがあります。これは、協議会が平成 20 年に策定したときも地区計画は提案型でなされて決定されていますけれども、今回その地区計画を、変更提案に向けて、さらに札幌駅前通のまちづくりを深めるために協議会でまちづくりビジョンとガイドラインを策定し、それを新しい地区計画に連動させることで容積緩和にもつなげていくことについて、前段の都市計画審議会側での動きとして一昨日に地区計画の変更がありました。

一方、それに連動する形で、今回の景観まちづくり指針になるのですけれども、これまで我々が景観の施策でやってきた駅前通の景観計画上の重点区域にもなっております。

先ほど説明の中でも、こちらの景観重点区域の指針のガイドラインやビジョンの方針、取組というのは、こちらの方向性と同じ向きを向いていますと林から申し上げさせていただいたのですが、重点区域の方針や基準的なものは、お配りしている景観計画の本書の82ページに既存の重点地区の方針、基準を書かせていただいています。そちらのものと整合性を合わせる形で、これまでも駅前通の協議会はビジョンなりまちづくりガイドラインをつくってきたということになります。

今、図中でいいますと、指針は札幌市の部分、それに対し、まちづくりビジョンやガイドラインというのはあくまで協議会がつくったものであり、札幌市はどのような位置づけをしているのですかということにもなるかと思うのですけれども、引き出し線で右側の図に示させていただきましたが、このガイドラインの構成を書かせていただいています。

このガイドラインはどのような構成から成っているかというのと、景観系ルール、活動系ルール、用途系ルール、活用系ルールの4本をルールとして定めたものがガイドラインになっています。

今回、このガイドラインを作ることによって、こちらの地区計画と連動させてルールを守ることで、先ほどご説明していた高さの緩和や容積率の緩和に連動していくことになるのですが、このガイドラインは、協議会の勝手なルールではなくて、札幌市としても、このガイドラインは景観系の部分は札幌市の条例に基づく指針のルールとして位置づけます。それから、三つのルール、正確に言うと全体がということになるのですが、これらは都心まちづくり推進室という札幌市の都心を所管する部局で策定しているまちづくり要綱に基づくまちづくりのルールとしてガイドラインを6月に認定しております。

ですから、このガイドラインは、札幌市でもルールとして位置づけをさせていただいております。このルールの条件を守ることによって、地区計画内の容積認定や高さの緩和を受けていくことができるようにルールづけをしようというのが今回の全体の流れの中での景観指針となっております。

○小澤会長 ありがとうございます。

景観まちづくり指針をつくっていくということですが、今回は、場所柄、複雑かつ難易度が高い内容でございます。今ご説明いただきましたように、既にこの場所にはマスタープラン、開発誘導方針という上位の計画や方針がかかっておりまして、それと整合させながら指針をどういうふう位置づけて成立させていくか。また、都市計画側も主体的に関わっておりますし、今ご紹介のあった都心まちづくり推進室も動いておりますので、そういったものと景観をどういうふうにとータルで漏れなくカバーしていくかということかと私も理解しております。

今、景観係長からご説明いただきましたように、今日は、札幌駅前通協議会から案として提案いただいているものを、最終的には札幌市が決めるということですね。

○事務局（景観係長） 今ご提示させていただいた案は、提示いただいた案を札幌市の指針として位置づけるため、全て表現を整理し直したもので、それについてご意見をいただ



こうということでご提示申し上げております。

○小澤会長 決まった段階で、左にあるような図が完成するわけですね。運用できるということですね。

○事務局（景観係長） そうです。今日ご意見いただいた中で、修正すべき事項があれば修正して、指針として完成させたいということでございます。

○小澤会長 札幌市さんが決める前に皆さんの意見をいただく非常に貴重な機会になりますので、ぜひご質問、ご意見等をいただきたいと思います。

なお、この審議会は予定では2時間程度ということですが、既に15分ほどオーバーしております。議論の時間を延長したいのですが、もし委員の皆さんの中で次の用事がある中座しなくてはならないという委員がいらっしゃれば、優先的にご意見をお伺いと思っております。

○早川委員 質問です。

今日、地下歩行空間を歩いてきたときに、12ページ、もしくはこの断面図で、民地、接続空間、憩いの空間、歩行空間と順番にあるのですけれども、実際に歩いていると、柱と柱の間を人々が歩いていて、憩いの空間は、赤れんがプラザでいくと、ファニチャーのある、おしゃれな照明器具のあるようなところで、歩行空間は、12ページでいくと、実際に2本の柱の間をみんな歩いていらっしゃるのです。

私は、札幌市民ではないので、毎日歩いているわけではないですが、それがずれているように思ったのです。それで今日質問しようと思ったのです。現実と図がずれていて、それから、駅から行くと、柱が2本のところと3本のところがあって、そこら辺も私が理解していない部分があるのかなと思うのですが。

○事務局（景観まちづくり担当係長） ありがとうございます。

名称の割には、憩いの空間というものと違うと感ずるということですね。

想定されている使い方としましては、12メートルの幅がある歩行空間を主に人が歩く道路と位置づけておまして、憩いの空間は、広場とも呼んでいるのですけれども、広場条例というものに基づいて市民の皆様などに貸し出しをしております。今はイベントとかお店が出ていないので、人が歩くこともできるのですけれども、時によっては、物売るブースが憩いの空間と呼ばれる片側4メートルの幅に並べられて、人が集まったり、休憩したり、物を買ったりという使い方もすることができる空間になっております。

お店がないときは、ただ歩くような空間にも感じてしまうかもしれないのですが、一応、使い分けとしては、ここでイベント的なものを予定しているということです。そういった道路上の機能といいますか、すみ分けをしている状況でございます。

○早川委員 フレキシブルに境界線が変わるということですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 境界線は、写真でも見づらいのですが、憩いの空間は少し濃いグレーになっています。床の色が変わっておりまして、歩くこともできるし、イベントにも使えるという状況です。

○小澤会長 ありがとうございます。

それでは、東原委員、お願いいたします。

○東原委員 会長がおっしゃるとおり、非常に重要な議論であることは承知しているのですが、それにしても、それにしても、既に15分を超過して、議論が始められたのが規定の時間の30分前で、説明時間で既に超過しています。

そもそも、指針の位置づけについて、今、ご説明いただきましたけれども、あまりに複雑で、私の頭の中に入りません。なぜこの場でこの議論をしなればいけないのかということさえ、頭の中に入らない中で、この指針を議論するにはあまりにも事前情報、そして、会議の運営そのものが行き届かなさ過ぎだと思えます。

私は、若干の後ろ倒しは構いませんけれども、もう既に抜けた方もいらっしやって、この場で重要な議論ができると私は思いません。

○小澤会長 まず、私の進行が悪いことについて、おわびいたします。

○東原委員 会長の進行の問題ではないと思えます。

○事務局（景観係長） 事務局としても、進行管理がタイムスケジュールどおり行っていないということで、非常に心苦しく思っております。

そういう意味で、各委員にご負担を強いることとなり大変恐縮ですが、もし時間的にお許しいただけるのであれば、今、会場も確認いたしまして、5時までの予約だったのですが、そこからさらに30分はいけそうです。お時間的に強いることになって重ねて恐縮ですが、5時半までのご議論させていただければと思っております。

同時に、今までの指針の示し方の丁寧さに欠いている部分は、今、東原委員からおっしゃっていただいたことはごもっともだと思います。そこは本当に申し訳ないと思っております。ところが、今、5時半までご議論させていただくことをお許しいただければと思えます。

○東原委員 では、5時半まではいいということよろしいですか。

では、それを前提として意見を申し上げますけれども、先ほど、こちらの方でお示しいただいた82ページで既に景観形成方針が示されている中で、後づけで景観まちづくり指針ということが今議論されなければいけないのですけれども、重複が多過ぎるのです。なぜ重複があるものをここで決めなければいけないのかがよく分からないのです。

まちづくりの中における景観として議論すべきものは、恥ずかしながら、私は今初めて拝見しましたけれども、景観形成方針の中でおおむねは示されています。では、この部分を前提とした上で、ここここは議論してくださいという整理がまだなされていないと思えます。

○事務局（景観係長） その意味では、我々事務局からのご説明も不丁寧であったなと改めておわび申し上げます。その上で、その部分を解説させていただければと思うのですが、今、景観計画重点区域のところをお示しさせていただきましたが、景観行政上は、遡れば平成4年から今の条例になる前の自主条例や、さらにその前の景観の要綱時代から、駅前

通北街区というのは、名称は変わりつつも、今の重点区域の基準を設けながら駅前通の景観形成はやってきたということですから、景観行政としては、札幌市側の行政としての方針、指針というのは重点区域で示させていただいておりました。

それ以降、地区計画が出来上がり、今回、さらに地区計画の内容が見直しになって、建物の容積率ボリュームや高さの最高限度がこれまでの地区計画よりさらにアップする中で、これまでは行政主体でこういう指針をつくっている一方、地元の協議会が主体となって、提案制度という手法で都市計画法上の整理、さらに、それに準じて景観条例でも提案制度を取り入れながら、自主的に地域をどうしていこうかということを経験しながら、それを制度化していきましょうということで、この景観まちづくり指針という制度を改めてつくらせていただきました。

ですから、行政の意思プラス地元の意思ということですが、説明の中で足りなかった部分について、改めて申し上げさせていただきたいのですが、この指針での対象行為の基準として、先ほど来言っている地区計画の緩和を受ける場合のうち、この指針を上乗せでボリュームアップしていくものに対しては、特にこの指針は大きく2点、駅前通としてのストリートウォールというものをより大事に明確に地元とともにまちづくりのルールとしましょうということと、地下の話ですね。チ・カ・ホができて、まさに札幌駅前通という札幌のまち並みの特徴的な通りとしてチ・カ・ホが存在しておりますので、今まで景観で語られていなかった地下部分との連続性を地上と一体的に捉えることで、よりルールを幅広く捉えて計画に反映してもらおうということを経験しながら、重点区域の基準プラスアルファ地元との協議の中で、具体的に2点に集中して、それを補完していきましょうという位置づけでつくらせていただきました。

今さらの解説になって恐縮です。

○東原委員 では、地区計画が変更されたことを前提として、変更点を中心にして、景観上、留意すべき点を主にストリートウォールと地下接続部分に絞った議論をするということではよろしいですね。

○事務局（景観係長） はい、結構でございます。

○東原委員 散漫な議論にならないように、ぜひ進行をお願いします。

○小澤会長 今、おっしゃっていただきましたとおり、まさに2点の基準がこの指針の新しいところでございます。こういった基準によって、ある方向に誘導されていくと思いますので、それについて皆様のご意見をいただく、あるいは、この基準の縛り方につきまして、これはこうすべきではないか、ここが足りないのではないかというお話があれば、ぜひお伺いしたいという趣旨でございます。

○皆川委員 基準のほうから申し上げます。

ストリートウォールの形成ということで、ここに三つ基準が書かれているのですが、要するに60メートルのラインを目立たせるということ自体が基準であって、1、2、3に書かれていることは、その施工例というか、工夫ですよ。基準として考えると、60メ

ートルというラインを強調してくださいという形でまとめたほうがいいと思います。

この基準から方針の1、2、それから目標を眺めてみると、目標でまず品格と居心地の良さという記載があります。方針1は屋外のほうだと思うのですが、歴史を生かした統一感という記載がありますね。私が理解できないのは、60メートルのラインを目立たせることで品格を感じるのかということです。これはどういうつながりがあるのか、もしつながりがあるのであれば、そこを説明していただきたいのです。私は、そこら辺のつながりが理解できません。そこが1点です。

それから、品格という言葉ですが、これは主に人に対して使う言葉であって、景観を擬人化するというのであれば、それはそれで用途としてはいいと思うのですけれども、一般的に景観に対して品格という言葉を使うのは疑問です。

それから、地下は置いておいて、屋外の部分ですが、ストリートウォールは60メートルラインを強調してくださいということしか書かれていないのですが、例えば、駅前通北街区は、ビジネス街としての落ち着いた景観というものを担保するような基準は書き込まないでいいのかと思うのです。

○小澤会長 まず、事務局からご意見はございませんでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 今、3点のご意見をいただいたかと思います。

最後のほうから行きますと、ビジネス街としての落ち着きをルールに加えたらどうかというご意見だったかと思います。

私どもの認識としては、既にある駅前通あるいは北街区としての景観の形成、落ち着きや統一感というものは、84ページに記載している景観計画の重点区域の景観形成基準が既に存在しておりまして、建物を建てる際は、この基準に基づいた外壁の色だったり、形だったり、景観の誘導を行っているところでございます。

ですから、先ほど東原委員からも、これがあるのになぜ指針なのだというお話もあったかと思うのですが、ビジネス街としての落ち着きなどというのは、もともとベースにある景観形成基準に沿って届出協議を行っていくことで、これまでどおり達成をしていきたいと考えております。

それから、2点目の60メートルというのがまちの品格につながるのか、品格というのはあまり景観に使う言葉ではないのではないかということですが、これについては私も十分に理解できていないと言ったら大変恐縮ですけれども、札幌駅前通というのは、古くから札幌駅の顔という表現もいろいろなところでしているのですが、札幌駅に来た人が一番最初に目にする通りになりますので、顔という言い方をしているところもあって、もちろんそれだけが理由ではないかもしれないのですが、統一感とか、まちとしての居心地のよさを、今回、品格、品のあるという表現をさせていただいたところかと認識しております。

それから、一番最初にご意見をいただきました基準の書き方の話になります。60メートルを目指していくというのがそもそも基準なのではないかということで、1、2、3と

というのは、その例ではないかというお話をいただきましたが、駅前通協議会とも指針をつくる過程で議論をさせていただいたのですが、高さを60メートルにしてくださいというふうに明確に基準にできないかという議論をした経緯もございます。ただ、そこまで明確に高さを縛ってしまうと、地区計画でもそこまでのルールをつくっていないですし、高さ自体を基準にしてしまうのは制限として強過ぎるという経緯がありました。そこで60メートルを目安としていただきたいという表現にしているのが1点と、必ずしも60メートルに高さが行かなかったとしても、基壇部と呼んでいるストリートウォールより上の部分はできるだけ目立たないようにしてくださいとか、多少高さが60メートルと違ったとしても、ストリートウォールの頂部、60メートル付近の部分の視認性を高めることで囲まれ感を出していけないとか、分かりづらいかもしれないのですけれども、必ずしも高さのみに寄らないストリートウォールとしての景観誘導をしていきたいということがあって、個別にこのように基準という形で設定させていただいたところです。

○事務局（景観係長） さらに補足で説明させていただきます。

今の三つの基準について、ストリートウォールの話で一本化していいのではないかとこのお話についてです。

基準化するに当たって、こちらが出来上がると、当然、協議会の目標としてこういう設定もありますし、一方で、条例化されて届出協議というように、行政データが対応して、事業者と直接協議をすることになります。その中では、基準を一つ一つ、細かい部分かもしれないのですけれども、協議をすることを想定して明確化する必要があるという中で3点に分けさせていただいております。

分かりにくい、分かりやすいというのは、本当にご意見あるかと思いますが、一つ目の基準としては、まさに基壇部そのもののデザインをどうしようというところに力点を置いて議論をしようという基準1です。

基準2は、そこを議論したとして、基盤部を境にして上と下をどうしていくかというところに力点を置いて基準を想定しています。

札幌市のこれまでの全市的な形成基準においても、高層部はできるだけ高明度、低彩度なり、札幌市らしさとして重厚感を上から下まで統一的に持っていくのではなくて、一定程度の高さのところで、それが素材であったり、材質であったり、色であったり、いろいろなやり方はあるかと思うのですが、何らかのデザイン的な切り替えを行っていきませんかという中で、どんな工夫ができるかを協議しようというのが基準の2番目になっています。

基準3番目も、同様な理由を持って少し細かく設定させていただいております。

○皆川委員 ここからは意見ですが、今のお話は、基本的にそういった工夫は事業者の裁量にお任せしたほうが良いと私は思います。市が示すべきは、60メートルをストリートウォールとして目立つように工夫をしてくださいねというところまでにしておいて、それ以降の今説明された1、2、3の工夫は事業者の裁量でやってくださいというほうが良い

と思います。

また、先ほどの品格と基準のつながりの明確なご説明がなかったのですが、これは冊子になっている景観形成基準でも担保されていないことですから、もし目標に品格ということをやろうのであれば、品格に資する基準を何がしか書かないとつじつまが合わないと思いますので、削るか基準に書くかのどちらかにしていただきたいと思います。

○事務局（景観係長） 後半の意見に関してですが、「品格と居心地の良さを感じる景観形成」という目標自体は、駅前通のまちづくり協議会のビジョンに示されている目標像とあえて同じにして表現させていただいております。その意味では、削るということではなく、品格という解釈について少し付加的に説明を加えさせていただき、修正を加えていくことでご理解いただければと思っております。

○小澤会長 恐らく、これは非常に難しい議論だと私も思うのですけれども、何をもって品格とするかということです。ここは業務施設が多いだけではなく、商業施設として非常に大事なエリアですので、むしろ商業的に活気があるということを重視すると、必ずしも品格という言葉が当てはまらない可能性もあります。

景観をどうすべきかというところは、正解が一つではなくて、恐らく、皆さんいろいろな意見があると思います。私も、個人的には品格という言葉は難しいと思うのですけれども、一方で、まちづくり協議会で議論されて、ある目標像を示されているということであれば、そこは尊重すべきかと思えます。その辺りをどう落とし込んでいくかといった作業がまだ十分説明できる状態になってないので、それは必要なかと思えます。

東原委員、お願いいたします。

○東原委員 ストリートウォール問題ですが、平たく言うと、基本は60メートルの高さでそろえましょうということになろうかと思えます。今、札幌駅前の高さは31メートルできれいにそろっていますね。既に建っている高層ビルの日生さんとかJP三井さんとかも基壇部が31メートルでそろっています。新しく建ったシタッテとミレドだけが60メートルで今そろっていて、ここから先は景観としての本論ですけれども、60メートルで駅前通の両翼がびたっとそろったら、今の道幅からすると、かなりの圧迫感が出てくるだろうということを十分認識の上で60メートルにそろえましょうということで理解してよろしいでしょうか。

それから、商業施設を基壇部に持ってくる建て方をする場合に、60メートルまでを基壇部にすると、基壇部が相当大きいビルになってしまう可能性があると思えますけれども、それも承知の上での議論と考えてよろしいでしょうか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） ご意見をありがとうございます。

基本的には、今、委員のおっしゃるとおりですけれども、60メートルまでの高さの建物を建てられるようにしていくというのは、今回の指針で決めていくというより、2008年に決定している地区計画の中で、より土地を高度利用していこう、容積率を緩和して大きな建物を建てられるようにしようという中で設けられている高さになりますので、ま

ず、既存の地区計画が60メートルになっていて、そのような建物が現実に今建ち始めています。確かに、60メートルで圧迫感を感じないとは言い切れないと私は思うのですけれども、既に形成されてきているまち並み感に合わせて統一感を出していこうとです。

今回の変更によって、さらに80メートルまで高さの緩和をしていけるのですが、単純に80メートルにするのではなくて、圧迫感の話もあって、これ以上高さを上げていかない、せめて下から主に見える範囲だけは既にある60メートルを維持していくことで、できるだけ圧迫感を感じさせず、かつ、建物の高度利用を進めていこうという考えの下で、デザインの誘導とか素材への配慮を指針でルールとして定め、地区計画を補完していくことで、少しでも圧迫感の軽減につなげていけたらという思いで、今、この指針をつくっております。

○小澤会長 ほかにご意見ございませんでしょうか。あるいは、今の60メートルに関するご意見でも構いません。

○森委員 60メートルの根拠が地区計画だったということですがけれども、先ほどおっしゃったように、基壇部のボリュームがとても大きくなってきて、事業主がそこまで要らないといった場合は、セットバックしていったら、後ろ側が高層になるわけですね。そういうことが十分考えられると思うのですけれども、その場合のファサードのデザイン的なものは何かあるのでしょうか。

○事務局（景観係長） それこそ協議の中でどう工夫していけるか、本当に両者が突き合わせて協議をしていかなければいけないと思っております。東原委員や森委員がおっしゃっていただいたように、経済性からいって、基壇部が60メートルまで積まれるのかということが現実問題としてあります。まさに、現実問題として、三井JPとか日生というのも、あれだけの大規模な敷地になると、商業床が積みません。あそこは、31メートルではなくて、21メートルとか、さらに低いという問題も確かにございまして、本当にきれいにはそろわないであろうということを協議会自体も把握しながら、この基準をつくり込んでいるということです。

60メートルにしましょうという基準にはできなかったというのはそこなのですが、その中で、そこを目安のラインとして目指しましょうというのがまさに基準で、基壇部は低くなるけれども、セットバックした中でも意匠的デザインでどこまでできるかというのは、設計者さんのアイデアもいただきながら協議していくことだと思いますけれども、素材とかデザインそのものの作り込みにおいて見せる工夫や、引っ込んでいるけれども、デザインの切り替えは少なくとも60メートルのところでは何か意匠を見せるとか、いろいろなことが考えられると思うので、そういうところで協議していければなと思っております。

○小澤会長 森委員、お願いします。

○森委員 お話の続きですがけれども、壁面ラインの部分が肝になってくると思うのです。幾らバックしたところで60メートルでデザインをしたとしても、ストリートウォールとして目につくのは壁面ラインだと思うのです。ですから、その部分の担保はあってもいい

いと思いました。

また、壁面の位置というのは、地区計画上、幾つか下がるのでしたか。前面道路のですね。

○事務局（景観係長） 計画上の現在のルールとしては、地上部4メートルまでは2メートルセットバックしましょうということで、そこから一旦は制限がなくなるのですが、60メートルからさらにセットバックがまた出てくると。

○森委員 分かりました。もし、公開空地のようなものをぼんと取ってバックしてしまうようなビルが建ってしまったら、このストリートウォール自体がなくなってしまうわけですね。そういった場合の手だてということも一方で、60メートルということとともに、駅前通の壁面といいますか、そこは何かあればいいなと思いました。

○事務局（景観係長） 委員がおっしゃられるように、絶対ないということはないと思うのですが、全体をバックしたいと。協議会が地区計画の変更の過程で、景観の指針を合わせて作り込む中で勉強会なり説明会なりを地域とする経緯の中では、基本的には、しかも低層部になればなるほど商業床として使いたい部分は事業者ベースでは出てきます。ですから、全面的に出てくるのはほぼほぼ前提であろうと思います。ただ、経済性でいけば、どこからか基壇部ができて、セットバックして高さを確保するとか、ビジネスゾーンを確保するということが出てくるので、一定程度の高さまでは出てくるだろうという前提の中で、部分的に引っ込む場合もあると思うので、基準の中で、できるだけ出てくる部分と引っ込む部分の割合を考えながら計画をつくりましょうということをご協賛しようとしております。

○小澤会長 今のところですが、私の理解では、まさにそういった協議をアドバイス部会の構想段階でできるという期待を持って聞いていたのですが、それは間違いないですか。

○事務局（景観係長） そのとおりだと思います。

○小澤会長 まさにこの景観審議会の下にぶら下がっているアドバイス部会で60メートルのストリートウォールを成立させるためにどういったアドバイスをするかとか、設計者の考え方も聞けるということで、そのやりとりを行政だけやるのではなく、部会でできるというのは部会にとっても新しい発展かと思います。

○事務局（景観係長） そうですね。

○岡本委員 この指針として出しているものは、駅前通の北街区の関係権利者の方などが集まって検討している協議会がつくった地区まちづくりガイドラインを主として支えてあげるために、ちょっと整序して冊子に直しているわけですね。

○事務局（景観係長） そうです。

○岡本委員 本人たちがやると言っているのですよね。

○事務局（景観係長） はい。

○岡本委員 商業者はやると言っているのを、支えてあげるから、そこをきちんと書いてあげるねという話だと思うのですが、下がるかもしれないと言うのであれば、あなたたち



は自分で言ったのなら下げるべきではないという話をしなければいけません。私たちは札幌市が決めることに従っているのですみたいな話のされ方を今後するようであれば、あなた方が自分たちで言ったことを自分たちが放棄しているという話になります。その前後関係と役割分担、意味づけを札幌市に預けてしまったから、私たちはもう札幌市の言いなりなのという話ではないと思うのです。本人たちが言ったことに対して責任を持たせるというところがきっと重要なのだと思うので、細かい心配よりも、あなた方は腹をくくってこれを出しているのだよねと、組織内、関係者内で意識を共有してもらわなければいけないと思います。

○事務局（景観係長） 岡本委員のご指摘について、さらに追加の説明をさせていただきたいと思います。

本書の19ページを見ていただきたいと思います。

届出の流れというところで、事業者というラインと、真ん中に開発検討委員会というラインと、右側に札幌市というラインがあります。併せて図も出して解説します。

届出の事業者、開発検討委員会、札幌市の3者の関係を図示しております。

岡本委員がご指摘のように、いろいろ発意して発してやっているのだよねというお話があった部分ですけれども、今回、この届出の中でどうやってルールを協議していくかという仕組みのもう一つの部分です。こちらに駅前通協議会がございまして、事業者がその事業を計画するに当たっては、この協議会に事前協議をするということが先ほど言った都心まちづくり推進室の要綱で、認めたルールに当たっては協議会の団体と事前協議をして報告してくださいというルールづけに一方ではなっています。その部分にも当たってくるのですが、事業者は、協議会に事前協議を申し出ることとなります。その中で、協議会の運営は駅前通のまちづくり株式会社が事務局として担っておりますので、ここが中心となって開発検討委員会を開きます。協議会の代表としてまちづくり会社がそこに参画し、事業者が申出に基づいて参画し、さらには、札幌市の都心まちづくり推進室、今回の指針の関係で景観の部局が検討委員会に参加し、これは協議会側が立てる第三者になりますけれども、こちらの専門家も入っていただいた中で、このガイドラインに合っているかどうかということをご検討していきます。

それは、この中では、景観のルールだけではなくて、先ほど解説させていただいた、その他の活用系とか活動系とか4本の柱のルール全てにおいてどうかということをご検討する場でございます。ここの仕組みも併せて指針の中に取り込んで、ここに参画しながら事前協議を札幌市としてもしていく中で、計画の内容、ルールの内容の協議することを担保していこうというルールにしております。

○小澤会長 ありがとうございます。

時間がかかり迫ってきているのですが、意見はございますか。

○松田委員 議論の時間はないと思いますので、ご検討いただければということで、3点ほど手短かに申し上げます。

まず、この内容全体を見て、駅前通を非常に意識されているようですが、同時に、この地区は、北1条通から北4条通という非常に重要な道路があります。特に北1条通は北海道の道路の起点でもあり、由緒ある通りです。あるいは、中通りです。大通地区は中通りの魅力が増すとまちの魅力がもっと出てくると思っています。地区のほうからの提案で、札幌市さんが一緒に協議をしているということですから、どちらから提案するかということはありませんが、こういったところも少し書かれたほうがよろしいと思います。

次に、細かい話ですが、地下接続部分のデザインのところは、基準2について、床面、ペーブメントというか、ここづくりがすごく大事です。今、それほどひどいものはないのですが、これから接続するビルがたくさん出てくる中で、床面というのは、機能的にも領域を区分けしたり、サーフェイスによって使われ方も変わってきますので、この辺も書かれたほうが良いと思います。

最後に、対象地域が大事だと思っておりますが、この間のプレ・アドバイスでも話題になりました道庁の南側のところは、大通に面しているのと同じぐらい非常に重要なところですよ。北1条通というのは、風格もありますし、様々な由緒ある企業が張り付いているので、希望としましては、本当はこちらも対象地域に入れたほうが良いのかなという感想を持っています。

○窪田委員 今回のまちづくり指針で、駅前通に対しては面をつくりたいということと、地下の空間も景観形成をしていきたいということ、事前の専門の協議の機関をつくったという3点については、理解をしました。

ほかにもいろいろな計画等がある中で、この指針においてはこの3点を謳っているということで、その内容については良いと思います。ただ、これを公に出したときに、読んだ人が、この景観は、今後ただ面があるだけにしていくのかという印象を与えてしまうものになってしまうのではないかと感じがあります。地区全体としては、本当は質の高いヒューマンスケールなオープンスペースも中に入れ込んでいくと思うのです。駅前通り正面に対してはセットバックして広場を設けるということではなく、揃った面をつくりながら、例えば屋内で広場をつくっていくとか、中通りに対してそういうものをつくっていくというイメージもあると思うのです。これだけで景観ということではないと思うのですけれども、どうしても切り出された説明のみだと誤解が生じるのではないかと感じました。ですので、ページの頭に統合されたイメージがあって、この指針ではその中のこの部分ですみたいな出され方をすると、あまり誤解がないと思いますし、そこに向けていろいろ協議していけるのではないかと思います。

○小澤会長 ありがとうございます。

非常にたくさんの意見をいただきました。残念ながら時間が来てしまいましたので、ご意見いただいた内容につきましては、私と事務局で最終的に調整させていただいて、手続を進めていきたいと思っています。確定した内容につきましては、事務局から委員の皆様方に知らせていただくということにしたいと思います。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

まず、第1回目ということもありまして、皆さんから報告事項に関する意見もぜひお伺いしたかったのと、指針に関しては、非常にヘビーといいますか、重要な案件でしたので、たくさんのご意見をいただきました。予定時間を大幅に過ぎてしまい、大変申し訳ありません。これは私の進行の責任でもございますので、改めておわびいたします。

それでは、事務局にお返ししたいと思います。

○事務局（都市計画部長） 都市計画部長の田坂でございます。

本日は、事務局のほうで余りにも議題を詰め込みまして、このような時間になってしまいました。皆様の貴重なお時間を申し訳ございませんでした。今後、このようなことがないように工夫して議事を運営してまいりたいと思います。

ただ、今年度の第1回ということと、新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、できるだけ丁寧にということを心がけたゆえに時間を超過した部分もございますので、その辺はお酌み取りいただければと思います。

○事務局（地域計画課長） 事務局の不手際を、私からも重ねておわびいたします。申し訳ありませんでした。

長時間にわたる熱心なご審議を大変ありがとうございました。

本日の審議会の内容につきましては、個人に関する情報など非公開情報を除き、会議の議題、出席者氏名、発言者等を記載しました議事録を作成し、メール等にて皆様に内容のご確認をいただいた上で、ホームページ上にて公開となります。

また、委員の皆様には郵送させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

次回の審議会は、日程調整の上、改めてご案内させていただきますが、今後につきましても、新型コロナウイルスの感染状況によりましては、会議の中止や延期、開催内容の変更などが生じる場合がございます。委員の皆様におかれましては、これらに伴い何かとご不便、ご協力いただくことになろうかと思いますが、今後とも引き続き、どうぞよろしく願いいたしたいと思っております。

## 6. 閉 会

○事務局（地域計画課長） それでは、以上をもちまして、令和2年度第1回札幌市景観審議会を終了いたします。

本日は、長時間にわたり、ありがとうございました。

以 上

## 令和2年度第1回札幌市景観審議会出席者

### 委員（14名出席）

石塚 雅明	株式会社石塚計画デザイン事務所 顧問
岡本 浩一	北海学園大学工学部 教授
小澤 丈夫	北海道大学大学院工学研究院 教授
欠 政信	市民
片山 めぐみ	札幌市立大学デザイン学部 講師
窪田 映子	株式会社KITABA 常務取締役
早川 陽子	一般社団法人北海道建築士会 情報委員会 副委員長 (早川陽子設計室 主宰)
東原 幸生	札幌商工会議所 都市・交通委員会 副委員長 (交洋不動産株式会社 代表取締役社長)
松田 泰明	国立研究開発法人土木研究所 寒地土木研究所 地域景観チーム 上席研究員
皆川 智司	市民
森 朋子	札幌市立大学デザイン学部 准教授
山本 明恵	NPO法人さっぽろ住まいのプラットフォーム 理事長 (恵和建築設計事務所 代表)
吉田 聡子	北海道クリエイティブ株式会社 代表取締役社長
渡部 純子	公益社団法人日本サインデザイン協会北海道地区 常任理事